

食品安全情報（化学物質） No. 7/ 2023（2023. 03. 29）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【DEFRA】 英国の食料安全保障にとって重要なツールである遺伝子技術法

英国環境・食料・農村地域省（DEFRA）は、遺伝子技術（精密育種）法（Genetic Technology (Precision Breeding) Act）が3月23日に成立したことを発表した。この法律により、遺伝子組換え生物（GMO）についてはより厳しい規制を維持しつつ、ゲノム編集技術を用いた精密育種の研究と革新を促す科学に基づいた規制システムが新たに導入されることになる。具体的には、GMOの環境放出と上市の適用要件の対象から、精密育種の技術で生産される植物と動物が除外される。

*ポイント： 英国が、ゲノム編集技術を用いた植物や動物の商用生産を認める法律を成立させました。ゲノム編集を従来の遺伝子組換えの規制範囲から除外することについてはEUも前向きな検討を始めたところですが、離脱により英国が先駆けて規制緩和に踏み切りました。食品安全に関する規制について英国はEU離脱後もほぼEU規則に準ずる政策を取っている中で、ゲノム編集技術のみは当初から独自の規制を打ち出そうとしていました。今号には、英国食品基準庁（FSA）が委託で実施した精密育種に関する消費者調査の結果も紹介しています。英国と日本では文化の違いはあるかもしれませんが、この問題について消費者がどのような認識を持つ可能性があるのかを知るのに参考になると思います。

【別添 BfR】 食品中のピロリジジナルカロイド類に関する Q&A

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR）が植物に天然に含まれる汚染物質のピロリジジナルカロイド類（PA）に関する Q&A の更新版を発表した。

*ポイント： 概要が簡潔にまとめられた Q&A になっています。日本の食材だと、PA はふきやふきのとうに含まれることが知られていますが、茹でこぼしや水さらしなどを行うことで食べる前に大幅に減らすことができます。詳しくは下記の資料をご参考に。

*【農林水産省】 ふき・ふきのとうはあく抜きして食べましょう

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/foodpoisoning/naturaltoxin/attach/pdf/pa_fukiflier.pdf

【EPA】 バイデン-ハリス政権は PFAS からコミュニティを保護するため飲料水に初の国家基準を提案

米国環境保護庁（EPA）は、飲料水に含まれる6種類のパー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）について法的強制力を持つ基準値（最大汚染濃度/MCL）の設定を提案し、パブリックコメントを募集する。

【FDA】 輸入水産物の安全性に関する FDA の活動を発表する

米国食品医薬品局（FDA）は、新しい報告書「Activities for the Safety of Imported Seafood（輸入水産物の安全性のための活動）」を発表した。輸入食品の安全性に関する FDA 戦略の4つの目標の達成に向けて、水産物の輸入監視において FDA の規則や革新的な計画及び技術がどのように使用されるのかを記している。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 2022 年報告書：食品中の残留農薬：残留農薬に関する FAO/WHO 合同会議

[【FAO】](#)

1. Codex

[【EC】](#)

1. EU 協調対応「ミツバチの巣箱から」(Honey 2021-2022)
2. 査察報告書
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

[【EFSA】](#)

1. FoodEx2 のメンテナンス 2022
2. 食品中のミネラルオイル炭化水素一草案への意見募集
3. 食品及び飼料中の化学汚染物質の汚染実態データの継続募集
4. 食品酵素関連
5. 農薬関連
6. 飼料添加物関連

[【FSA】](#)

1. FHRS 研究
2. 研究プロジェクト 精密育種に関する消費者認知：結論
3. 培養動物細胞から製造された食肉製品におけるハザードの同定
4. 2023 年 3 月理事会

[【FSS】](#)

1. 農場での安全キャンペーンを開始する
2. リコール情報

[【DEFRA】](#)

1. 英国の食料安全保障にとって重要なツールである遺伝子技術法
2. 食品中の残留農薬：2022 年第 3 四半期のモニタリング結果

[【COT】](#)

1. COT 会議：2023 年 3 月 28 日

[【ASA】](#)

1. ASA 裁定

[【FSAI】](#)

1. リコール情報
2. 相談窓口 (Advice Line) への苦情は 2022 年に 5 分の 1 ほど増加した

[【BfR】](#)

1. 遺伝子組換えの検出
2. 近くで植物保護製品が散布されたらどうなるか？ BfR と南チロルラインブルグ研究センターが研究で協力

[【Ruokavirasto】](#)

1. 2022 年のフィンランドの穀物の質

[【AESAN】](#)

1. 科学委員会報告書

[【FDA】](#)

1. 事業者向けガイダンス：医療用食品に関するよくある質問-第 3 版
2. 輸入水産物の安全性に関する FDA の活動を発表する
3. FDA は二つ目の動物細胞培養技術を使って製造されたヒト用食品に関する市販前協議を完了する
4. 警告文書

5. リコール情報

[【EPA】](#)

1. EPA は内分泌影響のスクリーニングのための新しい方法論アプローチについてのパブリックコメントの求めに応じて内分泌かく乱物質スクリーニング計画を復元する
2. バイデン-ハリス政権は PFAS からコミュニティを保護するため飲料水に初の国家基準を提案
3. EPA は更新暴露評価に基づき 4 つの有機リン系殺虫剤についての迅速対応を発表

[【CDC】](#)

1. CDC と ATSDR の職員はオハイオ州 East Palestine の ACE 調査の次の段階を始める

[【NIH】](#)

1. ダイエタリーサプリメント研究演習

[【CFIA】](#)

1. 特定食品中のアルテルナリアー—2014 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日及び 2019 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

[【FSANZ】](#)

1. 食品基準ニュース
2. 食品基準通知

[【APVMA】](#)

1. 動物用医薬品規制ニュースレター

[【香港政府ニュース】](#)

1. ニュースレター
2. プレスリリース
3. 違反情報

[【MFDS】](#)

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 高齢層を対象、広報館で消費者を惑わし液状茶を高値で販売する違法行為の点検結果
3. デリバリー店計 3,998 箇所の衛生点検、51 箇所摘発・措置
4. 春の貝類・被囊類（ホヤ類）に生じる毒素に注意してください！
5. 食薬処、甘味料の使用実態を点検

[【SFA】](#)

1. 乳児用シリアル製品の輸入前管理に関する新しい自主的スキームの導入
2. 高濃度の多環芳香族炭化水素の BAK KWA についての香港の最近の報告に関する SFA のメディア声明
3. 食品リコールによる食品安全の確保

[【FSSAI】](#)

1. 果物の熟成

別添

- 【BfR】食品中のピロリジジナルカロイド類に関する Q&A

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <https://www.who.int/>

1. 2022 年報告書：食品中の残留農薬：残留農薬に関する FAO/WHO 合同会議

Report 2022: pesticide residues in food: Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues
23 March 2023

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240069602>

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）の 2022 年次会議が 9 月 13～22 日にイタリアのローマで開催された。FAO パネルの専門家は 9 月 8～12 日に予備会議を開いた。この会議は前回の会議で提案され、FAO と WHO の運営組織が承諾し、食品中の残留農薬の存在から生じるヒトへのハザードの可能性を評価するために専門家が合同で検討する必要があるという助言に従って開催された。会議期間中に FAO パネルの専門家は、農薬の使用パターン（農業生産工程管理/GAP の使用）、農薬の化学構造や組成に関するデータ、残留農薬の分析法のレビューや、農業生産工程管理に従って農薬を使用した結果存在する可能性のある最大残留基準値の推定を担当した。一方、WHO のコア評価グループは、毒性学的及び関連データをレビューし、可能で適切な場合には、ヒトに対する農薬の許容一日摂取量（ADIs）及び急性参照用量（ARfDs）を推定する責務を負った。この報告書には、農薬 34 剤の評価結果として ADIs、ARfDs、最大残留基準値、そして農薬の評価の一般原則に関する情報が含まれている。

-
- 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）
<https://www.fao.org/home/en>

1. Codex

- 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU : フォローアップフォーミュラ規格が採択されることを確かにする

CCNFSDU / willingness to complete work ensures follow-up formula text adopted
15/03/2023

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1634189/>

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）は、2023 年 3 月 15 日にバーチャルで会合してレポートを採択し、今年 11 月のコーデックス総会による最終採択のために「後期乳児用及び幼児用フォローアップフォーミュラ規格」を送付した。

* CCNFSDU43

<https://www.fao.org/fao-who->

[codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CCNFSDU&session=43](https://www.codexalimentarius.org/meetings/detail/en/?meeting=CCNFSDU&session=43)

- 大陸全体のウェビナーでは、栄養目標を達成し栄養失調を終わらせるために食品の安全性の向上がどのように不可欠であるかに焦点を当てた

Continent-wide webinar focuses on how improved food safety is essential to achieve nutrition targets and end malnutrition

14/03/2023

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1634068/>

アフリカ連合委員会(AUC)と世界保健機関(WHO)は、2023年2月23日に国連食糧農業機関(FAO)、世界食糧計画(WFP)、コーデックス・アフリカ地域調整部会(CCAFRICA)と協力してウェビナーを開催し、成功を収めた。このウェビナーでは、最近終了したアフリカ連合栄養年2022に続いて開催され、大陸で最適な健康と福祉を達成するための食品の安全性と栄養の密接なつながりを強調した。ウェビナーの参加者は、国連の持続可能な開発目標に沿った、大陸における食品安全の決定的な重要性と栄養失調との闘い、及び飢餓の撲滅への貢献に関する情報ギャップを埋めるためのAUC、FAO、WHO、WFP、CCAFRICAの協力的な取り組みを評価した。

- **CCFA53 / 香港の会合はコーデックスを超えた国際的な友情と協力を強化する**

CCFA53 / FAN Yongxiang says Hong Kong meeting will strengthen international friendship and collaboration beyond Codex

22/03/2023

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1634833/>

第53回コーデックス食品添加物部会(CCFA53)が、2023年3月27～31日に香港で開催される。CCFA会合では、食品添加物に関する一般規格(GSFA)の改訂と更新が中心作業となる。JECFAが提供する科学的助言に基づき、いくつかの食品添加物条項がGSFAに導入される一方、他の条項が改訂または削除される予定である。今次会合では、液体乳(プレーン)(GSFA食品分類01.1.1)へのクエン酸三ナトリウムの使用や、ワイン製造における特定の食品添加物の使用など、何度も議論されてきたがまだ合意に至っていないいくつかのホットトピックスが待ち受けている。

ホスト国(中国)の事務局はCCFA53の物理的会合への参加をメンバー国に呼び掛けるとともに、透明性のある会合となるよう最善を尽くしてきた。ハイブリッド開催への多くの要望があったが、さまざまな要因を考慮して、より多くの参加を促すためにブロードキャスト式にすることを選択した。

*CCFA53

<https://www.fao.org/fao-who>

[codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CCFA&session=53&new14](https://www.codexalimentarius.org/meetings/detail/en/?meeting=CCFA&session=53&new14)

- **CCFA53 / プレセッションワーキンググループがスムーズな会議への道を開く**

CCFA53 / pre-session working groups pave the way for a smooth meeting

23/03/2023

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1635056/>

コーデックス食品添加物部会は、2023年3月27日に開催される全体会議に先立ち、物理的作業部会（PWG）を開催することで知られている。これらの作業部会は、部会全体が焦点を当てるべきトピックの下準備を行う役割を持っており、全体会議での議論を効率的に進め、未解決の重要な問題のみに焦点を当てることができるよう、あらゆる問題を特定し、解決策を模索する。

- **欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）**

https://ec.europa.eu/food/safety_en

1. **EU 協調対応「ミツバチの巣箱から」(Honey 2021-2022)**

EU coordinated action “From the Hives” (Honey 2021-2022)

https://food.ec.europa.eu/safety/eu-agri-food-fraud-network/eu-coordinated-actions/honey-2021-2022_en

2021年、欧州委員会は、砂糖を混入させた蜂蜜の市場での蔓延を評価するため、「ミツバチの巣箱から（From the Hives）」と呼ばれるEUの協調対応を組織した。

協調対応は3つの段階からなり、1)EU国境での蜂蜜サンプルの採取と欧州委員会共同研究センター(JRC)による分析、2)加盟国とDG SANTEの食品詐欺チームによる、管理された貨物の仕向地と疑わしい業者に関する情報の再収集、3)欧州不正防止局(OLAF)の調査支援を受けた加盟国及びEFTA加盟国当局が、EUへの輸入、加工、ブレンド及び梱包の場所で調査を行う。

協調対応の結果、EUに輸入される蜂蜜の多くが規定を遵守していないのではないかと、いう当初の疑いが確認された。偽装の割合は320サンプル中46%で、2015-17年に得られた率(14%)よりもかなり高かった。

- **私の蜂蜜に砂糖はいらない：OLAFが蜂蜜偽装を調査**

(No) sugar for my honey: OLAF investigates honey fraud

23 March 2023

https://anti-fraud.ec.europa.eu/media-corner/news/no-sugar-my-honey-olaf-investigates-honey-fraud-2023-03-23_en

欧州不正防止局(OLAF)は、欧州委員会が主導する蜂蜜の偽装に対する EU の対応において調査支援とチェックを行った。EU の協調対応において、133 の業者(70 の輸入業者と 63 の輸出業者)が偽装の疑いのある蜂蜜に関与していた。さらに 44 の業者が調査中である。今回の参加国は、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、ノルウェー、スイスの 18 か国である。

- **食品偽装：あなたの蜂蜜は本物？**

Food fraud: How genuine is your honey?

https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news/food-fraud-how-genuine-your-honey-2023-03-23_en

合計 320 の蜂蜜のうち 147 検体 (46%) で異物混入が疑われた。蜂蜜は、食品添加物を含む食品成分を添加してはならず、蜂蜜以外を追加してはならない。

2. 査察報告書

- **フィリピン—水産物**

Philippines 2022-7457—Fishery products

03-03-2023

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4586>

2022年6月13～28日に実施したフィリピンのEU輸出用マグロの生産条件の公的管理、特に衛生証明書を評価するためにリモートで行われた査察。前回の査察の助言に対処するための行動計画の実践もフォローアップした。公的管理システムは生産チェーン全体をカバーしており、EU 公的証明書に規定された要件に信頼できる保証を提供できている。だが、時代遅れの法的枠組み、違反に対するフォローアップの遅れによる執行措置の脆弱性など、システムの有効性には多くの欠点がある。さらに、公的認証プロセスに関する文書化が不十分なため、管轄機関は、フィリピンに輸入される EU 輸出用の原料の適格性に関するものを含め、証明される保証の真実性を確実・完全には評価できない。

- **オーストラリア—EU 輸出用水産物の生産を運営する管理システムの評価**

Australia 2022-7464—Evaluate the control systems in place governing the production of fishery products intended for export to the European Union

02-03-2023

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4581>

EU 輸出用水産物が EU 要件に遵守していることを保証し、オーストラリアの認証能力を検証するための査察。この評価はオーストラリアの管轄機関が提出した文書や補足文書のレビューとビデオ会議に基づくものである。オーストラリアには、EU 輸出用水産物に発行される EU モデル公的証明書に記載された衛生証明書を支える公的管理を実践できる、健全な法的枠組み、強固な管轄当局の構造、法的権力があることが立証されている。にもかか

ならず、水産物の公的管理が欠如し、EU モデル公的証明書はこの点の保証を裏付ける管轄機関の能力に影響を与えているなど、いくつかの欠点を確認された。

- **モーリシャス—EU 輸出用水産物の生産を運営する管理システムの評価**

Mauritius 2022-7454—Evaluate the control systems in place governing the production of fishery products intended for export to the European Union

02-03-2023

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4580>

2022 年 9 月 12～27 日に実施した、モーリシャスの EU 輸出用水産物生産の公的管理、特に衛生証明書を評価するための査察。2014 年の前回の査察の助言に対する実践もフォローアップした。公的管理システムは生産チェーン全体をカバーし、EU 公的証明書の規定要件に対して信頼できる保証をほぼ提供できている。だが、EU 要件の特定要素を反映していない法的枠組みや、違反への脆弱な執行措置など、システムの有効性には多くの欠点がある。公的認証プロセス関連の文書化の手続きも不十分である。結果として、使用された原料の EU の適格性に関する十分な保証がないまま、あるいは使用された冷凍工程と不適合である用途（直接の「ヒト消費」）が明記されたまま証明書が発行されている。前回の査察の助言 5 つのうち 2 つの活動計画への対処は効果的だが、3 つは効果的に対処されていない。

- **ウガンダ—水産物**

Uganda 2022-7458—Fishery products

13-03-2023

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4588>

2022 年 9 月 30 日～10 月 13 日に実施したウガンダの EU 輸出用水産物の生産の公的管理を評価するための査察。前回 2011 年の査察の助言への是正措置の実行もフォローアップした。公的管理システムは生産チェーン全体を包括的にカバーしている。一次生産の模範的な検査からなり、加工中や輸出發送の完全なトレーサビリティや衛生基準の準拠を保証している。このシステムは、コールドチェーンの正しいメンテナンスや公的分析を委託された民間の研究所の信頼性に関する特定の欠点により弱められている。

- **英国—生きた動物と動物製品の残留物と汚染物質**

United Kingdom 2022-7493—Residues and contaminants in live animals and animal products

15-03-2023

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4589>

2022 年 6 月 13～21 日に英国（北アイルランド）で実施した生きた動物と動物製品の動物用医薬品の残留物、農薬、汚染物質の監視を評価するための査察。この査察では法的・行政的対策と管轄機関の遂行に焦点を置いた。北アイルランドの牛と豚、養殖した狩猟肉の残

留モニタリングに注意を払った。全体的に、主な生産種/品目の残留モニタリング計画はリスクに基づき、範囲は包括的である。違反結果のフォローアップは特に効果的である。主な試験所は十分に装備され、よく機能している。にもかかわらず、一部の分析法の妥当性確認のギャップや、品質管理の関連する欠点などが残留物管理システムの側面を害している。確認された欠点を修正し、管理対策を強化することを目的とした5つの助言が含まれている。

● フィンランド—生きた動物と動物製品の残留物と汚染物質

Finland 2022-7492—Residues and contaminants in live animals and animal products
23-03-2023

<https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit-report/details/4590>

2022年9月6～16日にフィンランドで実施した、生きた動物と動物製品中の動物用医薬品の残留物と汚染物質の監視状況を評価するための査察。残留モニタリング計画の立案は概ねEUの法的要件に従っている。にもかかわらず、と殺場のサンプリング戦略、一部の違反の不完全な調査、試験所が正式に指定されていないこと、分析法の妥当性確認や内部品質管理の運用に欠点があることなどが、累積的に残留モニタリング経過の有効性を損ねている。報告書には確認された欠点を修正し、管理対策の実践を強化するための6つの助言が含まれている。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

RASFF - food and feed safety alerts

https://food.ec.europa.eu/safety/rasff-food-and-feed-safety-alerts_en

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

03/12/2023～03/25/2023の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

フランス産ニッコウガイの記憶喪失性貝毒、台湾産キャンディの二酸化チタン(E171)、フィリピン産冷凍ムロアジ(Galunggong)のカドミウム、台湾産ゼリーストロウの未承認食品添加物 (E407 及び E410)、オーストリア産有機フードサプリメントの未承認新規食品成分カンナビジオール (CBD)及びテトラヒドロカンナビノール(THC)、コートジボアール産デモスイムの葉の未承認物質クロルピリホス、スペイン産冷凍メカジキの水銀(複数あり)、シリア・アラブ共和国産ミニカップ入りゼリー菓子の窒息リスクと未承認カラギーナン(E407)、スペイン・ポルトガル産冷凍ポービーグル(アオザメ)フィレの水銀、パキスタン産

むきゴマ種子のアフラトキシン B1、オランダ産クリアブルランカプセルのエチレンオキsid、ドイツ産原料オランダ産ポップコーンのトロパンアルカロイド類、ドイツ産原料オランダ産有機テフ粉のアトロピン及びスコポラミン、トルコ産ポップコーンのアフラトキシン(複数あり)、フランス産フードサプリメントの多環芳香族炭化水素、中国産おたまの一級芳香族アミンの溶出、フランス産ブレンド茶のアントラキノン、エジプト産マンダリンのクロルピリホス、レバノン産ウコンの 2-クロロエタノール、トルコ産ポップコーン製造用バイオトウモロコシ粒のアフラトキシン、ギリシャ産ポーランド経由オレガノのピロリジジンアルカロイド、トルコ産オープンラックからのニッケルの溶出、米のクロルピリホス(複数あり)、台湾産ゼリーキャンディの未承認食品添加物 (E407 及び E410)、エジプト産乾燥ゼニアオイのクロルピリホス・ラムダ-シハロトリン及びプロフェノホス、フィリピン産冷凍ムロアジ(Galunggong)のカドミウム、スペイン産アーモンドのアフラトキシン、エジプト産オランダ経由オレンジのクロルピリホス、スペイン産ポップコーン製造用トウモロコシのクロルピリホス、ポーランド産竹製カップのメラミンの溶出及び過剰な総溶出量、ポーランド産イヌ用補完飼料の鉛高含有、ベルギー産リンゴとイチゴのピュレのパツリン高含有、など。

注意喚起情報 (information for attention)

英国産オンライン販売されているフードサプリメントのマカ、パキスタン産英国経由調味料ミックスの 2-クロロエタノール、バングラデシュ産生鮮インドナツメ (*Zyziphus mauritiana*)のアセフェート・カルベンダジム・テブコナゾール・イミダクロプリド・イプロバリカルブ・メタミドホス及びトリフロキシストロビン、デンマーク産飼料用結合材(珪藻土、E551c)のカドミウム高含有、タンザニア産生鮮トウガラシのクロロタロニル、英国産フードサプリメントのアシュワガンダ、トルコ産オープンラックからのニッケルの溶出、トルコ産粉末ナツメグのアフラトキシン、アイルランド産ビーフバーガーの亜硫酸塩高含有、オンライン販売されているドイツ産フードサプリメントの安全でない成分アシュワガンダ、クウェート産アシュワガンダ含有フードサプリメント、チュニジア産チルドヨーロッパマダイの水銀、タンザニア産生鮮レッドチリペッパーの未承認物質メタミドホス、トルコ産ピザの箱のサンプルの鉛、フタル酸エステル類及び 1-ヒドロキシシクロヘキシルフェニルケトン、ウクライナ産飼料用トウモロコシの T2/HT2 トキシン(複数あり)、フランス及びスペイン産乳羊用配合飼料のアフラトキシン B1、中国産トリポリリン酸ナトリウム E 451 のヒ素高含有、スロバキア産飼料用フードサプリメントの未承認物質金属形態のマグネシウム、米国産フードサプリメントの未承認物質金属形態のマグネシウム、スリランカ産メカジキの水銀、ナイジェリア産ハイビスカスの花の未承認物質クロルピリホスエチル、中国産紙皿からの石膏の溶出、英国産ベルギー向けフードサプリメントの未承認新規食品トンカットアリ及びインヨウカク、ペルー産白キヌアのクロルピリホス及び塩素酸塩、米国産アーモンドのアフラトキシン、エジプト産飼料用ヒマワリ種子のアフラトキシン B1、米国産フードサプリメントのシトリン、ベトナム産冷凍生バナメイエビのニトロフラン(代謝物質)フラゾリドン (AOZ)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

オーストラリア産アーモンドのアフラトキシン、ベトナム産ドラゴンフルーツのジチオカルバメート、エジプト産オレンジのプロフェノホス、中国産ピーナッツのアフラトキシン、ウズベキスタン産乾燥アプリコットの二酸化硫黄高含有、トルコ産生鮮ペッパーのシフルメトフェン及びテブフェンピラド、インドネシア産ナツメグのアフラトキシン、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン、エジプト産ピーナッツのアフラトキシン、インド産ピーナッツのアフラトキシン(複数あり)、パキスタン産米のアフラトキシン、エジプト産オレンジのクロルピリホス、エジプト産殻剥きピーナッツのアフラトキシン B1 及び合計、メキシコ産サルサディップのエチレンオキシド、イラン産殻剥きピスタチオのアフラトキシン高含有、インド産フェネル種子粉末のエチレンオキシド、インド産フードサプリメントのエチレンオキシド、ジョージア産ヘーゼルナッツ粉末のアフラトキシン、インド産ピーナッツのアフラトキシン(複数あり)、インド産フードサプリメントのエチレンオキシド、香港産ポリアミド製キッチンツールからの一級芳香族アミンの溶出、オーストラリア産アーモンドのアフラトキシン B1、ケニア産緑豆のアセフェート及びメタミドホス(複数あり)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン(複数あり)、米国産ピーナッツのアフラトキシン、トルコ産生鮮トマトのクロロタロニル、インド産鳥餌用ピーナッツのアフラトキシン B1、ベトナム産ドラゴンフルーツのホルクロルフェニューロン、スリランカ産ツルノゲイトウのクロチアニジン及びチアメトキサム、ルワンダ産トウガラシのブプロフェジン、ベトナム産冷凍カエルの脚の未承認照射、ヨルダン産パンゴマスティックの未承認植物種チョンタドゥーロ (*Bactris gasipaes*)、モロッコ産未承認新規食品ムスカリ (*Muscari comosum*)、エジプト産オレンジのジメトエート、インド産トウガラシのメタミドホス・エチオン・オメトエート・ジメトエート及びトルフェンピラド、トルコ産生鮮レモンのクロルピリホス、ウズベキスタン産乾燥レーズンのオクラトキシン A、インド産砕いたトウガラシのブプロフェジン・クロルピリホス・エチオン・プロフェノホス・トリシクラゾール・フィプロニル及びフェンプロパトリン、ウガンダ産トウガラシのシペルメトリン、など。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

<https://www.efsa.europa.eu/en>

1. FoodEx2 のメンテナンス 2022

FoodEx2 maintenance 2022

EFSA Journal 2023;20(3):EN-7900 13 March 2023

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-7900>

(技術的報告書)

FoodEx2 は、食品のリスク評価、特に暴露評価のデータ収集におけるサンプルの標準用

語を提供する包括的な食品分類・記述システムである。この技術的報告書は 2022 年に行った 6 回目のメンテナンス工程の結果を説明しており、新しい用語の追加、新しい階層を加え、いくつかの用語の報告価値の変更、ファセット (implicit facets) の改良や階層関係の変更など既存の用語の修正が含まれている。

* Food classification standardisation – The FoodEx2 system

<https://www.efsa.europa.eu/en/data/data-standardisation>

2. 食品中のミネラルオイル炭化水素一草案への意見募集

Mineral oil hydrocarbons in food – have your say on the draft

15 March 2023

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/mineral-oil-hydrocarbons-food-have-your-say-draft>

EFSA の専門家は、ミネラルオイル飽和炭化水素類(MOSH)は健康上の懸念を生じないと暫定的に結論した。また、ミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)として知られるグループの一部の物質には、健康上の懸念の可能性を確認した。これらは、本日パブリックコメント募集を開始した科学的意見案の結論の一部であり、EFSA が以前行った食品中のミネラルオイル炭化水素類のリスク評価を更新するものである。

ミネラルオイル炭化水素類(MOH)は、主に石油の蒸留・精製から得られる広範な化学物質からなる。それらは MOSH と MOAH という 2 つの主要グループに分類される。「MOSH ではラットの特定の系統で肝臓の有害影響が観察されたが、これらの影響はヒトには関係ないことを示唆する根拠がある。そのため、公衆衛生リスクは排除できた。」とミネラルオイル炭化水素類の作業グループ長である James Kevin Chipman 氏は述べた。また、専門家は 2 種類の MOAH を調べ、そのうちの 1 種類は、細胞の DNA に損傷を与え、がんの原因となりうる遺伝毒性物質を含む可能性があるとして結論している。このような遺伝毒性には、安全量を設定できない。食品中の MOAH の汚染実態に関する情報がほとんどないため、専門家は 2 つの異なる予測シナリオを検討し、どちらも暴露マージンアプローチによって健康上の懸念の可能性が示された。

食品中のミネラルオイル炭化水素類

MOH は、環境汚染、機械の潤滑油の使用、剥離剤、加工助剤、食品・飼料添加物、食品接触物質からの移行などを通して、多くの方法で食品に入る可能性がある。それらは様々な食品で見つかっており、通常は MOAH より MOSH の方が高い濃度で含まれる。最大濃度の MOH は植物油で見つかっており、最大暴露は子供、特に高濃度の MOSH を含む乳児用調製乳だけを与えられている乳児に推定された。

助言

専門家は、食品中の MOAH の存在を定量化するために更なる研究を行い、それらが引き起こすリスクをよりよく評価するために毒性データを集めるよう助言した。MOSH では、ヒトの健康への長期的影響の可能性を研究し続けることが重要である。

今後は？

2023年4月30日まで、コメントを提出できる。最終化されれば、我々の科学的助言は欧州委員会に情報提供するのに役立ち、EU加盟国がリスク管理行動を検討することになる。

* Public Consultation on the draft scientific opinion on the update of the risk assessment of mineral oil hydrocarbons in food

<https://connect.efsa.europa.eu/RM/s/publicconsultation2/a0109000006qgHf/pc0400>

(意見案をダウンロード可)

3. 食品及び飼料中の化学汚染物質の汚染実態データの継続募集

Call for continuous collection of chemical contaminants occurrence data in food and feed

Published: 8 March 2023 Deadline: 31 August 2023 - 23:59 (CEST)

<https://www.efsa.europa.eu/en/call/call-continuous-collection-chemical-contaminants-occurrence-data-food-and-feed-2023>

食品及び飼料中の汚染物質に関する EFSA の科学的意見と報告書に用いるため、汚染物質の汚染実態データを募集する。優先的に募集するのは、フタル酸類及び可塑剤として使用される構造類似物質と代替物質、新規の臭素化難燃剤、有機ヒ素化合物 (DMMTA、MMMTA) 及びその他のヒ素化合物 (MMA、DMA、アルセノ脂質、アルセノ糖など)、ダイオキシン及びダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル (PCBs)、デルタ-8-テトラヒドロカンナビノール、過塩素酸/塩素酸塩、ビューベリシン及びエンニアチン類。

4. 食品酵素関連

- 遺伝子組換え *Bacillus subtilis* NZYM-CK 株由来食品用酵素アスパラギナーゼの安全性評価

Safety evaluation of the food enzyme asparaginase from the genetically modified *Bacillus subtilis* strain NZYM-CK

EFSA Journal 2023;21(3):7908 23 March 2023

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.2903/j.efsa.2023.7908>

この食品用酵素アスパラギナーゼ(L-asparagine amidohydrolase EC 3.5.1.1)は、Novozymes A/S 社が遺伝子組換え *Bacillus subtilis* NZYM-CK 株で生産した。この遺伝子組換えは安全上の懸念を生じない。この食品用酵素にはその生産菌の生きた細胞やその DNA は含まれない。アクリルアミドの形成を防ぐために様々な製造工程に使用することを意図している。この食品用酵素への食事暴露量—総有機固形物(TOS)は欧州人で最大 0.361 mg TOS/kg 体重/日と推定された。遺伝毒性試験は安全上の懸念を生じなかった。全身毒性はラットの 90 日間反復経口投与毒性試験で評価された。パネルは、調べた最大用量 1,207 mg TOS/kg 体重/日 を無毒性量とし、推定した食事暴露量と比較すると暴露マージンは少なくとも 3,343 となった。既知のアレルゲンに対する食品用酵素のアミノ酸配列の類似性が調査され、一致はなかった。パネルは、意図した使用条件下で、食事暴露によるアレルギー反応のリスクは除外できないが、その可能性は低いと判断した。提出されたデータに基づき、

パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

● ***Cynara cardunculus* L.由来食品用酵素フィテプシンの安全性評価**

Safety evaluation of the food enzyme phytepsin from *Cynara cardunculus* L.

EFSA Journal 2023;21(3):7909 23 March 2023

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.2903/j.efsa.2023.7909>

この食品用酵素フィテプシン(EC 3.4.23.40)は、スペインのカナリア諸島政府公衆衛生総局に代表される様々な製造業者がカルドンのめしべから抽出した。チーズ生産のミルク加工に使用することを意図している。この食品用酵素の供給源やその製造から懸念は生じないため、安全な使用・摂取歴に基づき、パネルは、毒性学的データや食事暴露量の推定は必要ないと判断した。既知のアレルゲンに対するこの食品用酵素のアミノ酸配列の類似性が調査され、一致は見つからなかった。パネルは、このフィテプシンへのアレルギー反応はカルドンにアレルギーのある人には除外できないと判断した。だが、*C. cardunculus* L.由来フィテプシンへのアレルギー反応の可能性はカルドンへのアレルギー反応の可能性を超えないと予想される。カルドンへのアレルギー反応の有病率は低いため、この食品用酵素にそのような反応が生じる可能性も低い。提出されたデータに基づき、パネルは、この食品用酵素は意図した使用条件下で安全上の懸念を生じないと結論した。

5. 農薬関連

● **MRL 第 12 条のレビューを受けた確証データの評価と各種作物のペンコナゾールの既存 MRLs の改訂**

Evaluation of confirmatory data following the Article 12 MRL review and modification of the existing maximum residue levels for penconazole in various crops

EFSA Journal 2023;21(3):7889 13 March 2023

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7889>

(理由付き科学的意見)

申請者 Syngenta Crop Protection AG 社は、ドイツの国立管轄機関に対して、規則(EC) No 396/2005 第 12 条に従って、最大残留基準値(MRL)のレビューの枠組みで、ペンコナゾールに同定された確証データを利用できないと評価するための要請を提出した。申請者はさらに、ドイツに提出した申請書に、リンゴ、ラズベリー、ブラックベリーの既存の MRLs 引き上げの要請も含めた。データのギャップに対処するために、トマトの代謝のサブスタディの詳細結果、代謝物質 CGA127841、CGA132465、CGA190503 に関する新しい貯蔵安定性、新しい残留試験が提出された。代謝に関するデータのギャップは十分対処されたと考えられた。モニタリングとリスク評価残留物定義を同時に分析する完全な残留試験セットに関するデータのギャップは、ラズベリー、ブラックベリー、カボチャ、スイカで対処されたと考えられたが、リンゴ、核果、ブドウ、グーズベリー、トマト、ナスでは対処されなかった。この新しい情報は、リンゴ、ウメ、ブラックベリー、ラズベリーの既存 MRLs の引

き上げや、ペンコナゾールに実施されたリスク評価の改訂を正当化した。妥当性が確認された定量限界(LOQ) 0.01 mg/kg で検討中の作物のペンコナゾールの残留物を管理するのに適切な執行のための分析法が得られた。リスク評価結果に基づき、EFSA は、報告された農業規範によるペンコナゾールの使用から生じる残留物の短期及び長期摂取が消費者の健康へのリスクを示す可能性は低いと結論した。

- **チアクロプリドの特定の最大残留基準値(MRLs)の短期（急性）食事リスク評価及び確認データの評価に関する声明**

Statement on the short - term (acute) dietary risk assessment and evaluation of confirmatory data for certain maximum residue levels (MRLs) for thiacloprid

EFSA Journal 2023;21(3):7888 15 March 2023

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7888>

(声明)

規則(EC) No 396/2005 第 43 条に従って、欧州委員会は、有効成分チアクロプリドの認可非更新を受けて設定された、低減された毒性急性参照値に照らして、チアクロプリドのコーデックス最大残留基準値(CXLs)に基づいた既存の最大残留基準値(MRLs) とインポートトレランスが、消費者に安全かどうか評価するよう EFSA に要請した。その評価に基づき、EFSA はモモとピーマンの CXL の急性懸念の可能性を特定した。EFSA は植物及び動物由来の他の全ての残りの商品の消費者健康リスクを特定しなかった。

- **シベルメトリンの既存 MRLs のレビュー**

Review of the existing maximum residue levels for cypermethrins according to Article 12 of Regulation (EC) No 396/2005

EFSA Journal 2023;21(3):7800 16 March 2023

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7800>

(理由付き科学的意見)

更なる検討が必要。

- **エンドウ豆類（鞘付き）、豆類（鞘付き）及びリーキのペンディメタリンの既存 MRLs 改訂**

Modification of the existing maximum residue levels for pendimethalin in peas (with pods), beans (with pods) and leeks

EFSA Journal 2023;21(3):7663 15 March 2023

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7663>

(理由付き科学的意見)

6. 飼料添加物関連

- 鶏肥育用 *Lacticaseibacillus rhamnosus* CNCM I - 3698 株と *Companilactobacillus* sp. CNCM I - 3699 株からなる飼料添加物の安全性と有効性(STI Biotechnologie)

Safety and efficacy of a feed additive consisting of *Lacticaseibacillus rhamnosus* CNCM I - 3698 and *Companilactobacillus* sp. CNCM I - 3699 for chickens for fattening (STI Biotechnologie)

EFSA Journal 2023;21(3):7857 13 March 2023

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7857>

(科学的意見)

- 全ての動物種用 *Lacticaseibacillus rhamnosus* CNCM I - 3698 株と *Companilactobacillus* sp. CNCM I - 3699 株からなる飼料添加物の安全性と有効性

Safety and efficacy of a feed additive consisting of *Lacticaseibacillus rhamnosus* CNCM I - 3698 and *Companilactobacillus* sp. CNCM I - 3699 for all animal species (STI Biotechnologie)

EFSA Journal 2023;21(3):7856 13 March 2023

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7856>

(科学的意見)

-
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <https://www.food.gov.uk/>

1. FHRS 研究

- 食品衛生評価制度 (FHRS) と規制手法の変更の可能性に関する評価：消費者調査

The value of the Food Hygiene Rating Scheme and potential changes to regulatory approach: Consumer research

10 March 2023

<https://www.food.gov.uk/research/value-of-fhrs-consumer-research-executive-summary>

FHRS の消費者の価値を評価し、規制のアプローチを変更する可能性のある領域に関する消費者の考えを評価するために、消費者の意見を調査する定性調査。消費者にとっての FHRS の認識価値では、全てのグループで消費者が FHRS を使用し評価する程度は様々であった。消費者は一般的に FHRS と FHRS の評価の価値を認め、多くの人がこのスキームを使用しているが、どこから食品を購入するかを選択する際には、消費者によって他の考慮事項についても言及された。

- 事業者の食品衛生評価制度 (FHRS) の評価の調査：要約

Value of FHRS Business Research: Executive summary

10 March 2023

<https://www.food.gov.uk/research/value-of-fhrs-business-research-executive-summary>

食品衛生評価制度に関する事業者の見解を探るための定性調査の概要。事業者が FHRIS 評価の頻度をどのように見ているかについては、全体として FHRIS 評価が少なくとも現在と同じ頻度で行われることを望んでいた。事業者は一般的に FHRIS 格付けの必須表示を支持していた。事業者は表示の義務化が消費者の信頼を高め、食品衛生基準の遵守を促進するのに役立つと考えていた。ウェールズと北アイルランドでは、義務的な表示の継続を望んでおり、現在 FHRIS 格付けの表示が任意のイングランドでは、ほとんどの事業者が必須の表示を導入する必要があると感じていた。

- 地方当局の食品衛生評価制度 (FHRIS) の評価の調査：要約

Value of FHRIS Local Authority research: Executive summary

10 March 2023

<https://www.food.gov.uk/research/value-of-fhrs-local-authority-research-executive-summary>

食品衛生評価制度に関する地方当局の見解を探るための定性調査の概要。全ての地方当局の代表者は、現在の FHRIS について前向きであった。彼らは、このスキームが、全ての食品事業における食品衛生基準を規制するための一貫性の向上を促進するのに役立つと述べた。

2. 研究プロジェクト 精密育種に関する消費者認知：結論

Consumer perceptions of precision breeding: Conclusions

9 March 2023

<https://www.food.gov.uk/research/consumer-perceptions-of-precision-breeding-conclusions>

英国での遺伝子技術 (精密育種) 法案は現在、進行中である。消費者の認識をより理解するため、英国食品基準庁 (FSA) は Consumer perceptions of genome edited food (ゲノム編集食品に関する消費者の認知) (2021) を基にした調査を委託している。以下、研究質問。
研究質問 1：消費者は現在、「precision breeding (精密育種)」という用語について何を理解しているか。

ワークショップの参加者と調査の回答者の両方が、「precision breeding (精密育種)」という用語についてほとんど認識していなかった。認知度の低さと同様に、定性研究で「精密育種」という用語についての自然発生的な期待が混在した。参加者は、この用語を遺伝子組換え、選択的育種、又は植物の育種ではなく動物の育種と関連付けることがあった。

研究質問 2：精密育種に対する参加者の見解はどうか、どのような懸念を持ち、その理由は何か。

精密育種に対する全体的な考え方は様々で、多くは、精密育種作物の特定のベネフィットの可能性に強く賛成していたが、未知のリスクの可能性も非常に懸念した。精密育種の「naturalness (自然さ)」に対しては、一部の参加者は、選択的育種の延長であり、農業技

術の論理的で自然な進歩と見なし、他の参加者は、精密育種は本質的に不自然であり、自然に干渉し、道徳的に問題があると考えた。

研究質問 3：参加者はどのようなリスクやベネフィットを認識しているか？

参加者にとって最も重要なベネフィットは以下の通りであった：

- 生産量の増加でコスト削減が生産者に還元されれば、消費者に手頃な食料となる。
- 消費者にとっての健康上のベネフィット：アレルギー又はセリアック病に対し安全な食品、又はビタミン D などのビタミン及び栄養素の増加の食品。
- より多くの食品が季節に左右されず国内栽培され、消費者が入手できる種類が増える。
- 世界的な食品輸送による炭素排出量の削減が可能になるかもしれない。
- 農家の収穫量と利益が向上し、英国の食料安全保障が高まり、輸入依存が減少する。
- 回復力のある作物を作り、気候変動の影響と戦うことは、干ばつや洪水のためにすでに食糧不足に脆弱な国にとって特にベネフィットがある。

最も懸念されたリスクは以下のとおりである：

- 予測不可能な健康への影響、特に初期テストやリスク評価で検出されない長期的な影響。
- 病気に強い作物を含む予測不可能な環境への影響は、最終的には病気の突然変異につながる。また、従来の作物品種が交差汚染によってとって代わられることも懸念された。
- 研究開発費が生産者に転嫁され、コスト削減されないと消費者の食費は増加する。
- 大企業の精密育種作物の独占により、利益が消費者や農家に分配されない。
- 精密育種が、特に気候変動の影響を受ける国に行き渡らない場合、世界的な不平等が拡大する。また、英国が輸入を減らす国の農家や経済に影響を与える懸念がある。
- 精密育種は道徳的でも倫理的でもない可能性がある。
- 政治家や企業の金銭的又は政治的利益に関する透明性の欠如。参加者は、精密育種に関する決定は公共のベネフィットよりも利益が優先されることを懸念した。

研究質問 4：精密育種された生物の食品や飼料市場への参入の受容に対する考え方の違いに影響する要因は何か。

精密育種生物が食品や飼料市場に参入に関する見解に影響を与えた要因：

- 関与する組織と資金の透明性
- 徹底的なリスク評価
- 教育とラベル表示による消費者の選択
- 精密育種は動物ではなく作物のみに使用されるか

研究質問 5：FSA が提案している精密育種生物の規制枠組みに対する消費者の見解はどのようなものであり、それが消費者の確信にどのような影響を与えるか。

参加者は、2段階のリスク評価の枠組みの概念をおおむね支持した。この手法を支持する者は、この枠組みは論理的であり、FSA がリスクの可能性が高い製品の徹底的な評価にリソースを優先し、安全な製品がより容易に市場に参入し、ベネフィットがより早く実現できると考えた。支持しない者は、精密育種自体が新規のものであるため、消費者の長期的なり

スクが明らかになるまで、すべての製品を平等に評価しなければならないと考えた。

また、市場に許可された精密育種の動物製品は、消費者と動物にとってより有害である可能性があると認識されており、市場に別のプロセスの必要性が提案された。

研究質問 6：精密育種の情報として、消費者はどのような情報を必要とするか？

参加者は、精密育種に対する一般消費者の懸念に対処し、誤った情報から保護し、情報に基づいた選択ができるように、以下を含む基本的な公的教育が必要であると感じた。

- 精密育種とは何か、そしてそれが遺伝子組換えや従来の育種法とどのように異なるか。
- 従来の方法には限界があるため、なぜ精密育種が役に立つのか、あるいは必要なのか。
- 精密育種の規制方法、安全テスト方法、FSA による規制方法について。

参加者と調査回答者は、製品は「精密育種」と表示されるべきと感じ、透明性のある表示がなければ、一般市民は食料についてより不安になり、誤情報により脆弱になると考えた。

研究質問 7：FSA は精密育種について消費者とどのようにコミュニケーションすべきか。

参加者は、精密育種のコミュニケーションは、適切な詳細レベルで慎重にバランスをとるべきだと考えた。又、透明性を確保し、誤った情報を与えないよう、積極的に情報を広めることを望んだ。提案された認定精密育種生物の登録簿は、有用なコミュニケーションツールとされたが、精密育種食品の義務表示を伴わなければ、有用性が制限されるとした。

3. 培養動物細胞から製造された食肉製品におけるハザードの同定

Hazard identification: Identification of hazards in meat products manufactured from cultured animal cells

15 March 2023

<https://www.food.gov.uk/research/novel-and-non-traditional-foods-additives-and-processes/hazard-identification-identification-of-hazards-in-meat-products-manufactured-from-cultured-animal-cells>

本報告書の目的は、培養肉の製造工程におけるハザードを同定し、これらの製品を認可するためのリスク評価プロセスに役立てることである。以下、報告書；

- Identification of hazards in meat products manufactured from cultured animal cells

https://www.food.gov.uk/sites/default/files/media/document/Cultured%20meat%20hazard%20identification%20final_0.pdf

ハザードとして大きく、栄養、細胞培養に使用する培養成分由来の汚染、細胞培養の感染（細菌、酵母、真菌、マイコプラズマ、ウイルス、エンドトキシン）及び細胞株に関連するリスクの4つの分野に分類して、各分野についての詳細を記述している。結論では、全体として培養肉業界と規制当局の双方から、個々の製品がもたらす可能性のあるハザードを理解するためのギャップを埋めるさらなる取り組みが必要であるとしている。

4. 2023年3月理事会

March 2023 FSA Board Meeting

22 March 2023

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/march-2023-fsa-board-meeting>

議題には、遺伝子技術(精密育種)法案、3 ヶ年経営計画、FSA 科学評議会報告、ビジネスコンプライアンス(ABC)推進プログラム、リスク分析プロセスと規制商品サービス、戦略的リスク管理が含まれる。

● FS スコットランド (FSS : Food Standards Scotland)

<https://www.foodstandards.gov.scot/>

1. 農場での安全キャンペーンを開始する

Food Standards Scotland launches on-farm safety campaign

20 MARCH 2023

<https://www.foodstandards.gov.scot/news-and-alerts/food-standards-scotland-launches-on-farm-safety-campaign>

スコットランド食品基準庁 (FSS) は、初めて若い家畜が外に出る季節を迎え、農場での安全に関するメッセージを強化し、鉛中毒等の影響に注意を呼び掛ける。農場での中毒事例等を以下で紹介している。

ON-FARM INCIDENTS

<https://www.foodstandards.gov.scot/business-and-industry/scottish-food-crime-and-incidents-unit/food-incidents/on-farm-incidents>

農場での中毒事例として、鉛中毒、銅中毒、ヤコブボロギクとワラビの摂食、殺鼠剤及びボツリヌス中毒を挙げビデオで紹介している。鉛中毒では、原因として、鉛電池、鉛塗料の剥離、不法投棄、燃え尽きた車、古い鉱山の作業場を、症状として、失明、歯ぎしり、頭の揺れ、目や耳の痙攣、口の泡立ち、筋肉の震え、よろめき、興奮性等を挙げている。鉛中毒は牛が放牧される春によく起こり、若い牛は好奇心旺盛なため注意が必要である。

2. リコール情報

● **Glasgow Sandwich Company** は日付表示の誤りのため各種製品をリコール

Glasgow Sandwich Company recalls various products because of incorrect date labelling

21 MARCH 2023

<https://www.foodstandards.gov.scot/news-and-alerts/glasgow-sandwich-company-recalls-various-products-because-of-incorrect-date-labelling>

Glasgow Sandwich Company は、AAA Foods と Delight 2 Bite のサンドイッチ、ラップ、バゲット、フィールドロールの全商品について、日付表示が誤っており、リコール。

-
- 英国環境・食料・農村地域省（DEFRA：Department for Environment, Food and Rural Affairs）<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-environment-food-rural-affairs>

1. 英国の食料安全保障にとって重要なツールである遺伝子技術法

Genetic Technology Act key tool for UK food security

23 March 2023

<https://www.gov.uk/government/news/genetic-technology-act-key-tool-for-uk-food-security>

遺伝子技術（精密育種）法（Genetic Technology (Precision Breeding) Act）が3月23日に成立した。この新しい法律制定は重要な技術の成長と革新への扉を開け、英国の食料安全保障を向上させ、農薬使用を減らし、作物の気候への回復力を強化する。この法により、農家は干ばつや病気に強い作物を栽培し、肥料や農薬の使用を減らせるだけでなく、病気に罹りにくい動物を交配することにも役立つ。

精密育種にはゲノム編集などの技術が含まれ、従来型の育種であれば達成までに数十年も要するような植物の有益な形質を作り出す。そして、新しい法律によって、科学者がより柔軟で、適応性が高く、この先ずっと豊富な食料を安全に作り出せるようになる。この法律の条項に基づき、遺伝子組換え生物（GMO）についてはより厳しい規制を維持したまま、精密育種のより優れた研究と革新を促進するための科学に基づいた効率的な規制システムが新たに導入される。ゲノム編集などの技術を用いて開発された精密育種の植物や動物が法の対象となる。これは、従来育種や天然では起こりえない遺伝子変異を含む遺伝子組換えとは異なるものである。

本法律により、次のことが執行される。

- イングランドにおける GMO の環境放出と上市の適用要件の対象から、精密育種技術で生産される植物と動物を除外する。
- 2つの通知システムを導入する：研究目的の精密育種生物と、上市目的の精密育種生物である。収集された情報は GOV.UK の公的登録簿に公表されることになる。
- 動物福祉を確保するために、精密育種の動物に相応の規制制度を構築する。当該制度が確立されるまで、動物に関する規制の変更を導入しないこととする。
- 精密育種の植物と動物に由来する食品及び飼料製品について、新たに科学に基づいた認可手続きを構築する。

新しい規制的枠組みを段階的に導入していくことになる。つまり、近い将来、精密育種の植物の商用栽培や、その食品の販売が可能になるよう、作業を進めていくという意味である。

*Genetic Technology (Precision Breeding) Act 2023

<https://bills.parliament.uk/bills/3167>

2. 食品中の残留農薬：2022年第3四半期のモニタリング結果

Pesticide residues in food: quarterly monitoring results for 2022

23 March 2023

<https://www.gov.uk/government/publications/pesticide-residues-in-food-quarterly-monitoring-results-for-2022>

2022年の第3四半期には、7月初めから9月末までに30種の食品について981検体を集め、最大398種類の農薬を調査した。北アイルランドの調査結果は予定より少なかった。これは、将来的に、グレートブリテンと北アイルランドの調査結果を分け、北アイルランドの検査はEU試験所に移行されるためである。この期間中に収集したサンプルは第4四半期に報告される予定である。

981検体のうち545検体で残留が確認され、そのうち13検体に最大残留基準値(MRL)を超える残留物が含まれていた。ごく一部の残留農薬による短期健康影響の可能性については、ありそうにない又は予測されないと結論しており、ササゲの1検体中のクロルピリホスの事例では、検出されたクロルピリホスの濃度が有害影響を起こす可能性があるかどうか明確ではないとした。また、HSEのリスク評価は予防的であると指摘している。検出された他の全ての残留については短期的な健康への懸念を生じなかった。また、さや付きエンドウにおいてオメトエートとクロルピリホスが1検体ずつ検出され、遺伝毒性の健康影響の可能性を考慮する必要があった。ただし、オメトエートはMRL以下だった。これらの農薬はUKでは認可されていないが、輸入品で検出されることがある。遺伝毒性による健康への有害影響のリスクは低いと結論した。第3四半期の個々の品目の長期暴露のスクリーニング評価において、食事を介した摂取量の評価結果がADIや他の設定された長期的な健康影響に基づく指標値を下回ったことに基づき、長期的な健康への有害影響の可能性は示されなかった。

● 英国毒性委員会 (COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment) <https://cot.food.gov.uk/>

1. COT会議：2023年3月28日

COT Meeting: 28th March 2023

<https://cot.food.gov.uk/COT%20Meeting%3A%2028th%20March%202023>

<議題>

- CBD更新
- COTワークショップの報告
- 航空機の客室の空気

- **食品添加物としての二酸化チタンの生殖毒性についての EFSA の意見のレビュー案**
Review of EFSA Opinion on the Reproductive Toxicity of Titanium Dioxide as a Food Additive

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2023-03/TOX-2023-16%20TiO2%20Acc%20v.pdf>

この文書は、二酸化チタンに関する最近の拡張一世代生殖毒性試験のデータ及び文献情報の更新を提供し、今後の議論のためのものである。声明案であり最終見解ではないが、COT は、EFSA の 2021 年の意見に対する疑問が多数あり、EFSA の結論は根拠の重み付けによって支持されていないと考えている（72 ページ）。

- パンと小麦粉の強化レベルガイダンスへの声明案
- **EFSA によるパブリックコメントのための「食品中ミネラルオイル炭化水素(MOH)の更新リスク評価」案についてのディスカッションペーパー**

Discussion paper on the EFSA Draft Opinion for Public Consultation on “Update of the risk assessment of mineral oil hydrocarbons (MOH) in food

https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2023-03/TOX_2023-18%20MOH%20Acc%20V.pdf

EFSA が意見案とパブリックコメントを発表したことを受けて、その背景と評価内容をまとめ、COT メンバーに対し、EFSA の評価アプローチと NOSH の NOAEL、PAH8 の BMDL₁₀ を用いたことについての意見や、その他に何か意見がないか質問している。

- **パー及びポリフッ素化アルキル化合物についての暫定意見表明一次案**
Interim position statement on per- and polyfluoroalkyl substances – first draft

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2023-03/TOX-2023-19%20PFAS%20interim%20statement%20first%20draft.pdf>

- **母親の食事中的ヒ素についてのディスカッションペーパー**

Discussion Paper on the Effects of Arsenic in the Maternal Diet

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2023-03/TOX-2023-20%20Arsenic%20in%20the%20Maternal%20Diet%20Acc%20V.pdf>

(87 ページ。かなり包括的にレビュー。)

栄養についての科学助言委員会(SACN)が子どもの健康にとっての母親の食事と栄養について検討している。その中に食事中的過剰栄養と化学汚染物質も含めるために COT に毒性学的リスク評価を依頼した。優先物質としてヨウ素、ビタミン D、ダイエタリーサプリメント、鉛、水銀、カドミウム、ヒ素が挙げられた。

現在妊娠可能年齢の女性あるいは妊婦に、ヒ素についての助言はない。しかし米国 FDA では井戸水の検査、多様な食事、子どものジュースや米の摂取について理解するなどの暴露を避けるコツを提供している。

現在の政府の食事助言では 5 才未満の子どもに母乳・乳児用調製乳・牛乳の代わり

にライスドリンクを与えるべきではないとしている。これはコメ飲料には高濃度のヒ素が含まれる可能性があるからである。欧州委員会はコメとコメベースの食品の無機ヒ素に最大濃度を設定している。

COT はこれまで食品中のヒ素について何度かコメントしている。有機ヒ素については健康リスクとなることはありそうにないが、無機ヒ素については実行可能な限り低くすべきと結論している。総ヒ素と無機ヒ素の食事・飲料水・空気・土壌からの総暴露量を推定した。食事由来が主な暴露源である。BMDL_{0.5}の 3.0 µg.kg 体重/日を用いた MOE アプローチでリスクを検討している。無機ヒ素は、妊娠可能年齢の女性の健康リスクになる可能性を排除できない。

- 他の FSA 科学助言委員会の仕事について更新など。

-
- 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority) <https://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

- **ASA Ruling on Tonic Nutrition Ltd t/a Tonic Health**

15 March 2023

<https://www.asa.org.uk/rulings/tonic-nutrition-ltd-a22-1172445-tonic-nutrition-ltd.html>

TikTok に投稿された Tonic Recover (飲料) の宣伝動画が「(ビタミンやミネラルが) 免疫系のウイルスと戦う能力を強化する」と主張。食品がヒトの疾患を予防・治療できるといふ宣伝は禁止されている。

- **ASA Ruling on Willys Ltd t/a Willy's ACV**

15 March 2023

<https://www.asa.org.uk/rulings/willys-ltd-a22-1145461-willys-acv-ltd.html>

リンゴ酢等の自社ウェブサイトでの宣伝内容; コレステロールを下げる、エネルギーレベルを上げる、よく眠れる、身体の膨張を縮小する、など各種が認可された強調表示リストにはない。(事例多数)

- **ASA Ruling on Riot Labs Ltd t/a Riot E-Liquid**

15 March 2023

<https://www.asa.org.uk/rulings/riot-labs-ltd-a22-1170025-riot-labs-ltd.html>

電子タバコの宣伝はタバコの代用品であると提示することはできるが禁煙が最善であるというメッセージを毀損してはならない。電子タバコを吸えば禁煙になるかのような表現は広告基準違反。

-
- アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland) <https://www.fsai.ie/>

1. リコール情報

- 発酵により瓶が割れる可能性があるため、**The Apple Farm Still Irish Apple Juice** を一部リコール

Recall of a batch of The Apple Farm Still Irish Apple Juice due to possible fermentation that may cause bottle breakage

Wednesday, 15 March 2023

https://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/still_irish_apple_juice_fermentation_bottle_breakage.html

アイルランド産 The Apple Farm Still Irish Apple Juice (アップルジュース) が、発酵により瓶が破損する可能性があるため、一部リコール。製品写真あり。

2. 相談窓口 (Advice Line) への苦情は 2022 年に 5 分の 1 ほど増加した

FSAI Advice Line complaints increase by almost a fifth in 2022

Monday, 20 March 2023

https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/advice_line_2022_stats_10032023.html

2022 年は合計 7,363 件の問い合わせと苦情がアイルランド食品安全局 (FSAI) の相談窓口 (Advice Line) に寄せられた。消費者からの苦情は 4,058 件で、その 31% が食べるのに適さない食品、28% が衛生水準の低さに関するものだった。全体として、2022 年の苦情は、2021 年と比較して 18.9% 増加し、過去 10 年間の全体的な増加傾向が続いている。

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung) <https://www.bfr.bund.de/en/home.html>

1. 遺伝子組換えの検出

Detecting genetic modifications

05/2023, 10.03.2023

https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2023/05/detecting_genetic_modifications-310269.html

「GMO の分析と新しいゲノム技術に関する国際会議」が 2023 年 3 月 14~16 日にベルリンの現地とバーチャルの両方で開催される。この 3 日間のイベントでは、5 大陸の科学者

を集めて、遺伝子組換えの検出や同定に関する研究プロジェクトや成果を交換する。食品、飼料、種子に焦点を当てる。主催者は、ドイツ連邦食糧農業省(BMEL)に加えて、ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、ドイツ連邦消費者保護・食品安全局(BVL)、Julius Kühn 研究所(JKI)、欧州委員会共同研究センター(JRC)、国連の生物多様性条約事務局(SCBD)である。

会議のプログラム：

<https://www.bfr-akademie.de/gmo2023/programme.html>

会議では、遺伝子組換えのトレーサビリティ、検出、同定の状況や課題に関する交流の場を科学者たちに提供する。急速に発展している DNA に基づく検出法に焦点を当てる。この会議は、遺伝子組換え生物(GMOs)の検出や同定に関与する専門家や研究所の知識の伝達や能力の構築に寄与し、国内及び国際ネットワーク構築のプラットフォームの役割を果たす。

製品の遺伝子組換えの検出や遺伝子組換え生物(GMO)にそれをあてがう方法は、近年ますます科学的・技術的に改良されている。これには、次世代塩基配列決定法(NGS)などの開発だけでなく、遺伝子のハサミの CRISPR/Cas9 などの新しいゲノム技術の使用から生じる分析上の課題の克服を目的とした他のアプローチも含まれる。これらの新しい開発や動向には、国際社会の中で GMO 検出技術や分析に関するより定期的な科学交流が必要である。

2. 近くで植物保護製品が散布されたらどうなるか？ BfR と南チロルラインブルグ研究センターが研究で協力

What happens when plant protection products are applied nearby? BfR and South Tyrolean Laimburg Research Centre cooperate in research

15.03.2023

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/what-happens-when-plant-protection-products-are-applied-nearby.pdf>

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)とイタリアの南チロルを拠点とするラインブルグ農林業研究センターは協力協定に署名した。当初は 4 年間継続することをめざし、応用研究開発、学生の研究プロジェクトや論文(学士/修士論文や博士論文)の監督、教育課程やワークショップなどのイベントの分野で協力することを目的とする。

特に関心のある研究テーマは、予想される「植物保護製品の使用者、作業員、居住者の暴露と影響に関する研究(A&A Study)」だろう。このプロジェクトは、使用者、作業員、近傍者の長期にわたる植物保護製品への暴露の程度を調査することを意図している。そのような総暴露は、植物保護製品の散布中の関与、農地での作業、そのすぐ近くに居住することから生じる。

植物保護製品の散布中や散布後に予測できる又は予想される暴露シナリオで、使用者、作業員、関与していない第三者の健康リスク評価は、科学的リスク評価の不可欠な部分である。だが、それぞれの評価は十分に保守的と見なされる一方で、長期暴露のデータにはギャップがある。前述の研究は、公衆衛生保護をさらに改善する目的でこれらのギャップを埋めるの

に役立つ。現在この A&A study は、まだ計画中で必要な資金を調達する段階である。この研究は BfR とラインブルグ農業実験センターとの研究協力の重要な側面だが、この協力はさらに先へ続くと期待されている。知識の伝達や経験の交換を他の専門分野に拡大することも予定している。そのため、両機関は将来の拡張に向けて協力を継続することに合意した。協力についての詳細は BfR のウェブサイト：

https://www.bfr.bund.de/en/european_and_international_co_operations-10361.html

「植物保護製品から漂うもの」のテーマに関する BfR コミュニケーション：

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/across-the-fields-and-far-away-adverse-health-effects-dueto-spray-drift-from-plant-protection-products-are-unlikely.pdf>

● フィンランド食品局 (Ruokavirasto / Finnish Food Authority)

<https://www.ruokavirasto.fi/en/>

1. 2022 年のフィンランドの穀物の質

Finnish Grain Quality in 2022

March 15/2023

<https://www.ruokavirasto.fi/en/laboratory-services/plant-examinations2/kasvitutkimuksen-ajankohtaiset/viljaseula---finnish-grain-quality-in-2022/>

Vljaseula 2022 報告書はフィンランドの穀物収穫の質と安全性についての重要な情報をまとめたものである。1966 年からモニタリングされている。2018 年からはソラマメ、菜種、菜の花、2022 年からはサヤエンドウも質のモニタリング対象に含まれる。

* 報告書

<https://helda.helsinki.fi/handle/10138/356211>

英語併記。DON の検査が含まれる。

● スペイン食品安全栄養庁 (AESAN : Spanish Agency for Food Safety and Nutrition)

https://www.aesan.gob.es/en/AECOSAN/web/home/aecosan_inicio.htm

1. 科学委員会報告書

All Reports

https://www.aesan.gob.es/en/AECOSAN/web/seguridad_alimentaria/subdetalle/todos_in_formes.htm

- スペイン集団のための持続可能な食事と運動助言についての報告書（本文英語）。
Report on sustainable dietary and physical activity recommendations for the Spanish population

07/2022

https://www.aesan.gob.es/AECOSAN/docs/documentos/seguridad_alimentaria/evaluacion_riesgos/informes_cc_ingles/SUSTAINABLE_DIETARY_RECOMMENDATIONS.pdf

健康的な食事と運動に関する助言。少なくとも1日に3皿の野菜、2-3皿の果実、ジャガイモなどの根菜類を適量、3-6皿の穀類（各人のエネルギーの必要性によるが、カロリー摂取制限がある場合は4皿を超えないように）、週に4皿の豆類、3皿のナッツ類（塩、脂肪、砂糖が添加されていないもの）、3皿以上の魚類（環境負荷の少ない青魚を中心に）、卵は週4つまで。乳製品は1日3皿まで（乳製品は環境負荷が高いため、他の動物性食品を摂取する場合は減らす）、肉類は週3皿まで（家禽類及びウサギ肉を推奨、加工肉は最小限に）、オリーブオイルは毎日摂取し、主要な飲料として水を十分に摂取、など。

- スペインの食品安全に関係する化学的ハザード

Report on the prospection of chemical hazards of interest in food safety in Spain- 2

06/2022

https://www.aesan.gob.es/AECOSAN/docs/documentos/seguridad_alimentaria/evaluacion_riesgos/informes_cc_ingles/PROSPECTION_CHEMICAL_HAZARDS_2.pdf

アルミ、アンチモン、クロム (IV)、アントラキノン、ヘーゼルナッツのアフラトキシン、メラミン、ビスフェノール A 類似体、*Aspergillus* のカビ毒（ステリグマトシスチン）等を挙げている。

- 酸化促進につながる可能性のあるフードサプリメントの抗酸化ミネラルの不適切摂取のリスク評価報告書：銅、マンガン、セレン、亜鉛

Report on the risk assessment of inadequate intake of antioxidant minerals (metals) in food supplements that can lead to prooxidant effects: copper, manganese, selenium and zinc

06/2022

https://www.aesan.gob.es/AECOSAN/docs/documentos/seguridad_alimentaria/evaluacion_riesgos/informes_cc_ingles/ANTIOXIDANT_PROOXIDANT.pdf

消費者の抗酸化物質への関心が高く、抗酸化作用を謳う食品やサプリメントの供給が相当増加した。しかし一部の抗酸化物質は条件によっては酸化促進作用がある。銅、マンガン、セレン、亜鉛は欧州規制で示された条件では安全であるが条件によっては酸化促進作用を持つ可能性があり研究が必要である。毎日使用するフードサプリメントに使われるミネラルの最大量は他の摂取源も考慮して安全な量を設定すべきである。

- 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<https://www.fda.gov/>

1. 事業者向けガイダンス：医療用食品に関するよくある質問-第3版

Guidance for Industry: Frequently Asked Questions About Medical Foods - Third Edition
03/15/2023

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-frequently-asked-questions-about-medical-foods-third-edition>

事業者向けガイダンスの Frequently Asked Questions About Medical Foods（医療用食品についてよくある質問）と題された 2007 年 5 月のガイダンスの第 3 版。FAQ への回答は、医療用食品の定義や規制に関する一般的な質問に対応している。

2. 輸入水産物の安全性に関する FDA の活動を発表する

FDA Releases FDA Activities for the Safety of Imported Seafood
March 21, 2023

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-releases-fda-activities-safety-imported-seafood>

FDA は新しい報告書「Activities for the Safety of Imported Seafood（輸入水産物の安全性のための活動）」を発表した。この報告書では、米国で消費される輸入水産物が食品安全要件と米国産水産物の基準を満たしていることを保証するために FDA が取っている包括的なアプローチを共有する。水産物は世界で最も多く取引される食品の 1 つで、2018 年の総輸入量は米国で販売される水産物の約 94% を占めている。

輸入食品の安全性に関する FDA 戦略の 4 つの目標を支援するために、FDA の規則や革新的な計画及び技術がどのように使用されるのかを詳しく記している。これには、米国に水産物を輸出する国々の FDA の規制相手役との積極的関与とパートナーシップ確立、予想分析を強化するために人工知能(AI)、特に機械学習(ML)の利用を模索すること、潜在的な水産物ハザードについての空間的知能を提供するために地理情報システム(GIS)などの技術を活用する新しいツールを開発することが含まれている。報告書に記載されているこの新しい輸入監視ツールの多くは、よりデジタルで、追跡可能で、安全な食品システムを作ることに焦点を当て、食品安全近代化法の成功の上に構築する、FDA のよりスマートな食品安全の新時代の戦略に従う活動と連携している。

* Activities for the Safety of Imported Seafood

<https://www.fda.gov/media/165447/download>

- FDA の戦略がどのように輸入水産物の安全性を保障するかについて

How FDA's Strategy Helps Ensure the Safety of Imported Seafood
03/21/2023

<https://www.fda.gov/news-events/fda-voices/how-fdas-strategy-helps-ensure-safety->

imported-seafood

FDA は輸入水産物に関する 4 つの目標や世界的なシステムの複雑さについて紹介する。輸入戦略で導入される 4 つの目標は次のとおり。

- 検査の最適化、加工業者と輸入業者が魚介類の特定の要件を満たしていることの確認、信頼できる食品安全監査の結果の活用、外国規制当局の監視努力の活用、FDA の水産物安全要件のトレーニングと認識の促進により、輸入される水産物が米国の安全基準を満たしていることの確認に役立つ。
- 安全でない水産物を途中で封じるために国境での FDA の監視を強化する。この作業の重要な要素は輸入スクリーニングのための予測分析の使用を含み、人工知能、特に機械学習を使用して、国境において安全でない水産物のターゲティングを改善する試験的なプログラムを含む。
- 安全でない輸入される魚介類に迅速かつ効果的に対応する。FDA が取っている行動には、組織的なアウトブレイク対応及び評価ネットワーク、食品媒介アウトブレイク対応改善計画、予防戦略、食品トレーサビリティ最終規則の取り組み及び各州間の貝類衛生プログラムなどのネットワークを利用する州とのコミュニケーションを含む。
- 水産物施設と養殖場の世界的なリストを作成し達成度を測定するための新しい指標を開発することにより、水産物輸入プログラムの有効性と効率を向上させる。

養殖について、米国海洋大気庁は、世界の養殖生産量が過去 10 年間でほぼ 2 倍になったと報告している。養殖は、魚を病気にかかりやすくする環境条件の変化やストレス要因の影響に対して脆弱であるため、生じうるハザードは特有である。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 5/2019（2019.03.06）

【FDA】FDA は輸入食品が安全であることを確保するための複数階層アプローチの概要を示す

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2019/foodinfo201905c.pdf>

（輸入食品の安全性のための FDA 戦略と 4 つの目標を紹介）

目標 1：輸入向けに提供される食品は米国の食品安全要件を満たす

目標 2：FDA による国境監視が危険な食品の侵入を防ぐ

目標 3：危険な輸入食品に対する迅速で効果的な対応

目標 4：効果的かつ効率的な食品輸入プログラム

3. FDA は二つ目の動物細胞培養技術を使って製造されたヒト用食品に関する市販前協議を完了する

FDA Completes Second Pre-Market Consultation for Human Food Made Using Animal Cell Culture Technology

March 21, 2023

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-completes-second-pre-market->

[consultation-human-food-made-using-animal-cell-culture-technology](#)

米国食品医薬品局(FDA)は、二つ目となる培養動物細胞から作られたヒト用食品の市販前協議を完了した。GOOD Meat, Inc が FDA に提出した情報を評価し、現時点ではこの企業の安全性に関する結論について、さらなる疑問はない。GOOD Meat, Inc は、動物細胞培養技術を用いてニワトリから生きた細胞を取り出し、管理された環境で細胞を増殖させ、培養動物細胞食品を製造することになる。

自主的な市販前協議は承認プロセスではない。その代わりに、企業から共有されたデータと情報を FDA が慎重に評価した上で、現時点では企業の安全性に関する結論について疑問はないことを意味する。FDA の企業との市場前協議には、細胞株と細胞バンクの確立、製造管理、すべてのコンポーネントとインプットが含む企業の製造プロセスの評価と製造プロセスによって製造された培養細胞材料の評価が含まれる。

FDA は、培養動物細胞から製造されたヒト用食品を規制する FDA のアプローチに関する情報を共有することを約束している。この市販前協議に関する情報は、FDA's Human Food Made with Cultured Animal Cells Inventory([fda.gov](#)) (FDA の培養動物細胞から製造されたヒト用食品一覧) のサイトから入手可能。(下記参照)

この企業が培養動物細胞から製造するヒト用食品は、施設登録や適用される安全要件など、他の食品と同じ厳しい FDA の要件を満たさなければならない。さらに、この企業は、製造施設のために米国農務省の食品安全検査局(USDA-FSIS)から検査許可証を得る必要があり、食品自体も、USDA-FSIS の検査マークを必要とする。FDA は USDA-FSIS と緊密に連携し、適切な規制と表示を確保している。

FDA は、培養動物細胞食品及び製造プロセスを開発しているさらなる企業と協力して、それらの食品が連邦食品・医薬品・化粧品法の下で安全かつ合法であると見なされるよう働く用意がある。企業は、製品及びプロセスの開発段階において、当局に申請する前に、頻繁かつ早期に FDA と関わることを奨励する。FDA は、培養動物細胞から製造されたヒト用食品を製造しようとする企業が市販前協議に備えるのを支援するためのガイダンスを発行し、公表されたガイダンス案は、パブリックコメントと議論のための正式な機会となる。FDA が食品技術の革新を支援し、消費者は選択肢が増えるが、FDA の優先事項は、新しい方法と伝統的な方法の両方によって製造される食品の安全性である。

● Human Food Made with Cultured Animal Cells Inventory の公開情報

<https://www.cfsanappsexternal.fda.gov/scripts/fdcc/?set=AnimalCellCultureFoods>

GOOD Meat, Inc.の培養したニワトリの細胞材料 (*Gallus gallus*)

CCC(細胞培養協議)No. : 001

食品：繊維芽細胞(結合組織)の特徴を持つ、細胞バイオマスの形態の *Gallus gallus* (ニワトリ) の培養細胞

起源種：*Gallus gallus* (ニワトリ)

スポンサー：GOOD Meat, Inc.

スポンサーの安全性に関する説明：修正4件を伴う最終版(開示情報)<https://www.fda.gov>

[v/media/166346/download](https://www.fda.gov/media/166346/download)

FDA 回答書 : <https://www.fda.gov/media/166347/download>

FDA 科学的メモ : <https://www.fda.gov/media/166348/download>

4. 警告文書

- **Primal Pet Foods, Inc.**

FEBRUARY 21, 2023

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/primal-pet-foods-inc-645467-02212023>

動物用食品の CGMP、調理、包装、保管、衛生管理、不純品の問題。

- **Emmons Livestock**

FEBRUARY 10, 2023

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/emmons-livestock-643463-02102023>

未承認の動物用医薬品の問題。牛の肝臓に基準値 3.7 ppm を超える、6.70 ppm のフロルフエニコール、また基準値 1.2 ppm を超える 1.52 ppm の濃度のチルミコシン残留が確認された。

- **Herbal Vitality, Inc.**

MARCH 07, 2023

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/herbal-vitality-inc-640206-03072023>

ダイエットサプリメントの CGMP 違反、未承認の医薬品、不正表示の問題。ハーブ製品を含む。

5. リコール情報

- **Stratford Care USA, Inc** はビタミン A 濃度の上昇により犬猫用オメガ-3 サプリメントを自主的リコール

Stratford Care USA, Inc Recalls Omega-3 Supplements for Cats and Dogs Because of Possible Elevated Levels of Vitamin A

March 10, 2023

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/stratford-care-usa-inc-recalls-omega-3-supplements-cats-and-dogs-because-possible-elevated-levels>

Stratford Care USA, Inc 社は、ビタミン A の濃度が高い可能性があり、犬猫用オメガ-3 サプリメントをリコール。

- **Nestlé Purina Petcare Company** はビタミン D 濃度の上昇により米国の **Purina Pro Plan Veterinary Diets El Elemental Dry Dog Food** の自主的リコールを拡大する

Nestlé Purina Petcare Company Expands Voluntary Recall of Purina Pro Plan Veterinary Diets El Elemental Dry Dog Food in the U.S. Due to Potentially Elevated Vitamin D

March 10, 2023

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/nestle-purina-petcare-company-expands-voluntary-recall-purina-pro-plan-veterinary-diets-el-elemental>

Stratford Care USA, Inc 社は、ビタミン D の濃度が高い可能性があり、Purina Pro Plan Veterinary Diets El Elemental Dry Dog Food（ドッグフード）のリコールを拡大する。

- アフラトキシン濃度が上昇した可能性があるため **Kaytee® Wild Bird Food Birders Blend, 8 Lb Bag** の自主的リコール

Voluntary Recall of One Lot of Kaytee® Wild Bird Food Birders Blend, 8 Lb Bag, Due to Elevated Levels of Aflatoxin

March 20, 2023

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/voluntary-recall-one-lot-kaytee-wild-bird-food-birders-blend-8-lb-bag-due-elevated-levels-aflatoxin>

Kaytee Products Inc.はアフラトキシン濃度が上昇した可能性があるため、Kaytee® Wild Bird Food Birders Blend, 8 Lb Bag（鳥用餌）の1ロットを自主的リコールする。

-
- 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）<https://www.epa.gov/>

1. **EPA は内分泌影響のスクリーニングのための新しい方法論アプローチについてのパブリックコメントの求めに応じて内分泌かく乱物質スクリーニング計画を復元する**

EPA Rebuilds Endocrine Disruptor Screening Program by Soliciting Public Comment on New Approach Methodologies to Screen for Endocrine Effects

Released on January 19, 2023

<https://www.epa.gov/pesticides/epa-rebuilds-endocrine-disruptor-screening-program-soliciting-public-comment-new>

米国環境保護庁（EPA）は、内分泌かく乱物質スクリーニング計画（EDSP）における新しい方法論アプローチ（NAM）の利用可能性と題し、EPA が特定の EDSP テストの代替法として受け入れることができる有効な NAM について記載したホワイトペーパー案をパブリックコメント用に公表した。

公表された草案は、EDSP スクリーニングの要件を満たすための取り組みを再活性化し、内分泌かく乱作用の可能性と、追加の Tier2 テストを要求してより多くのデータを得る必

要があるかどうかを判断する EDSP のステップである Tier1 テストの透明性を引き続き提供するための重要なステップである。草案に記載されているアプローチは、農薬有効成分を含むすべての化学物質について内分泌系に影響を及ぼす可能性のあるスクリーニングのペースを加速させ、EPA 内の審査の効率化とコスト削減を実現し、動物実験を削減する。化学物質のスクリーニングをより効率的に行うことに絞ることで、EPA は、内分泌系に影響を及ぼす可能性のある農薬から人々や地域社会をより良く保護するための追加試験の必要性や規制措置をより迅速に特定することができる。

※詳細情報：内分泌かく乱物質スクリーニング計画 (EDSP) (2023 年 3 月 13 日更新)

<https://www.epa.gov/endocrine-disruption>

2. バイデン-ハリス政権は PFAS からコミュニティを保護するため飲料水に初の国家基準を提案

Biden-Harris Administration Proposes First-Ever National Standard to Protect Communities from PFAS in Drinking Water

March 14, 2023

<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-proposes-first-ever-national-standard-protect-communities>

本日、バイデン-ハリス政権は、6 種類のパー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) に対する初の国家飲料水基準を提案することを発表した。この行動を通じて、米国環境保護庁 (EPA) は、PFAS 汚染から公衆衛生を守るため、最新の科学を活用し、飲料水に含まれることが知られている 6 種類の PFAS について法的強制力を持つ基準値の設定を提案し、PFAS 制限に対する州の取り組みを補完する。

この提案は、6 種類の PFAS のうち、PFOA と PFOS を個別の汚染物質として規制し、他の 4 つの PFAS (PFNA、PFHxS、PFBS、GenX 化合物) を混合物として規制することを予定している。

- PFOA と PFOS : 4 ppt (確実に測定できるレベル) での規制を提案。
- PFNA、PFHxS、PFBS、GenX 化合物 : いずれか 1 つ以上を含む混合物を制限する規制を提案。ハザード指数計算と呼ばれる確立された手法を用いて、これらの PFAS の複合レベルが潜在的なリスクをもたらすかどうかを判断することになる。

この規制案が最終化されれば、公共水域にこれらの PFAS のモニタリングと、PFAS 濃度が規制基準値を超えた場合、一般市民への通知と汚染低減が義務づけられる予定である。

● Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS)

<https://www.epa.gov/sdwa/and-polyfluoroalkyl-substances-pfas>

<PFAS の国家一次飲料水規制 (NPDWR) 案について>

2023 年 3 月 14 日、EPA は 6 種類の PFAS に対する国家一次飲料水規制 (NPDWR) 案を発表した。EPA は、2023 年末までに本規制を最終化することを見込んでいる。

本規制案に関するパブリックコメント募集は、連邦官報に規則案が掲載された後に開始

される予定で、EPA はまた、2023 年 3 月 16 日と 3 月 29 日に、PFAS NDPWR 案に関する 2 つの情報提供ウェブセミナーを開催する。参加には登録が必要。ウェビナーの録画及びプレゼンテーション資料は、ウェビナー終了後、本ウェブサイトで公開される予定である。2023 年 5 月 4 日には公聴会が開催される予定で、一般市民が規則案について EPA に口頭で意見を述べることができる。参加には登録が必要で、公聴会での発言登録の最終日は 2023 年 4 月 28 日。公開ウェビナー及び公聴会に関連する質問は、PFASNDPWR@epa.gov まで。
 <規制案まとめ>

EPA は、PFOA と PFOS は個々の汚染物質として、PFHxS、PFNA、PFBS、HFPO-DA (一般に GenX 化合物と呼ばれる) は PFAS 混合物として、最大汚染濃度 (MCL) と呼ばれる法的強制力のある国家一次飲料水規制 (NPDWR) を提案している。EPA はまた、これら 6 種類の PFAS について、健康に基づく強制力のない最大汚染濃度目標 (Maximum Contaminant Level Goals : MCLG) を提案している。

化合物	MCLG (案)	MCL (案)
PFOA	ゼロ	4.0 ppt (又は 4.0 ng/L)
PFOS	ゼロ	4.0 ppt
PFNA	1.0 (単位無し) ハザード指数	1.0 (単位無し) ハザード指数
PFHxS		
PFBS		
HFPO-DA(GenX Chemicals)		

規則案は公共水系に以下を義務付ける予定

- これらの PFAS の監視
- PFAS 濃度の一般への通知
- 飲料水中の PFAS が基準値を超えた場合の低減措置

*参考資料

- (公開前バージョン) 連邦官報 : PFAS 国家一次飲料水規制
 Pre-Publication Federal Register Notice: PFAS National Primary Drinking Water Regulation (pdf) (2.02 MB, March 2023)
https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-03/Pre-Publication%20Federal%20Register%20Notice_PFAS%20NPDWR_NPRM_Final_3.13.23.pdf
- ファクトシート : EPA による PFAS 飲料水規制案
 Fact Sheet: EPA's Proposal to Limit PFAS in Drinking Water (pdf) (240.74 KB, March 2023)
https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-03/Fact%20Sheet_PFAS_NPWDR_Final_3.14.23.pdf
- FAQ : PFAS 国家一次飲料水規制案

Frequently Asked Questions and Answers: Proposed PFAS National Primary Drinking Water Regulation (pdf) (268.2 KB)

https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-03/Public%20FAQs_PFAS_NPDWR_Final_3.14.23.pdf

- FAQ : PFAS 国家一次飲料水規制案、飲料水 Primacy Agencies に関する FAQ

Frequently Asked Questions and Answers: Proposed PFAS National Primary Drinking Water Regulation FAQs for Drinking Water Primacy Agencies (pdf) (267.89 KB)

https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-03/FAQs_PFAS_States_NPDWR_Final_3.14.23_0.pdf

- ファクトシート : EPA による PFAS 国家一次飲料水規制案ハザード指数を理解する Fact Sheet: Understanding the PFAS National Primary Drinking Water Proposal Hazard Index (pdf) (157.93 KB)

https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-03/How%20do%20I%20calculate%20the%20Hazard%20Index_3.14.23.pdf

- EPA の PFAS 飲料水健康助言
EPA PFAS Drinking Water Health Advisories

<https://www.epa.gov/sdwa/drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos>

3. EPA は更新暴露評価に基づき 4 つの有機リン系殺虫剤についての迅速対応を発表

EPA Announces Accelerated Action on Four Organophosphate Pesticides Based on Updated Exposure Assessments

March 15, 2023

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-accelerated-action-four-organophosphate-pesticides-based-updated>

本日、米国環境保護庁（EPA）は、4 種類の有機リン系殺虫剤の一部のリスクの高い使用に対する保護を迅速化する取り組みを発表した。EPA は、標準的な登録審査プロセスを完了する前に早期の緩和を求めるため、これら 4 種類の農薬（ダイアジノン、エトプロップ、トリブホス、ホスメット）に対する職業及び非職業の散布ドリフト（飛散）暴露リスク評価の更新版を、EPA の作業完了予定より数年早く公開する。

ダイアジノン、エトプロップ、トリブホス、ホスメットは、有機リン系化合物として知られる農薬である。これらは、農業（果樹やナッツの樹、野菜やハーブ、綿花）と非農業の両方の場面で使用され、ダイアジノンとホスメットは昆虫を駆除し、エトプロップは蠕虫やその他の土壌害虫を駆除し、トリブホスは収穫前の綿花を落葉させる。これらの農薬は現在、登録審査中である。リスク評価能力の進化や政策・慣行の変化に伴い、農薬がヒトの健康や環境に不当な有害影響を与えない法定基準を引き続き満たすように、EPA が 15 年ごとに再評価する。EPA は、各農薬について以下のリスクの可能性を同定した：

- ダイアジノンの評価では、農薬を混合、装填、散布する作業員及び散布ドリフトに暴露

される可能性のある近傍者（農作業を含む）に対するリスクの可能性を同定した。

- エトプロップの評価では、農薬を混合、装填、散布する作業者及び散布ドリフトに暴露される可能性のある近傍者（農作業を含む）に対するリスクの可能性を同定した。
- ホスメット評価では、農薬を混合、装填、散布する作業者、散布後の特定の作業（除草、手作業の収穫、処理区域への再入場など）をする作業者及び散布ドリフトに暴露される可能性のある近傍者（農作業を含む）に対するリスクの可能性を同定した。
- トリブホスの評価では、農薬を混合、装填、散布をする作業者及び散布ドリフトに暴露される可能性のある近傍者（農作業を含む）に対するリスクの可能性を同定した。

これら4つの農薬のいくつかの用途に重大なヒトの健康リスクがあるため、EPAはこれらのリスクに対処するために加速的かつ早期の行動をとる。これにより、EPAは、登録審査を完了する前に、対処する必要がある複雑な科学的問題を処理しつつ、これらの農薬のいくつかの高リスクの使用に対して重要な保護を迅速に実施することができる。

EPAは現在、4つの農薬の専門分野の登録者と早期のリスク軽減について協議している。現在検討している軽減策の種類には、用途や製剤の種類を取り消し、散布方法の禁止、農薬取扱者の個人防護具の増加、散布ドリフトの要件、作業者が処理済みの区域に再び入って、収穫や他の散布後の活動の時期に関する新たな制限などがある。

EPAは、これら4種類の有機リン化合物について、リスク軽減措置を反映したラベル改訂を登録者に求めている。

更新した暴露リスク評価は、以下で入手できる。

- EPA-HQ-OPP-2008-0351（ダイアジノン）
<https://www.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OPP-2008-0351>
- EPA-HQ-OPP-2008-0560（エトプロップ）
<https://www.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OPP-2008-0560>
- EPA-HQ-OPP-2008-0883（トリブホス）
<https://www.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OPP-2008-0883>
- EPA-HQ-OPP-2009-0316（ホスメット）
<https://www.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OPP-2009-0316>

EPAは、2025会計年度（トリブホス）及び2026会計年度（エトプロップ、ダイアジノン、ホスメット）に中間決定案を発表する予定である。

-
- 米国疾病予防管理センター（US CDC : Centers for Disease Control and Prevention）
<https://www.cdc.gov/>

1. CDC と ATSDR の職員はオハイオ州 East Palestine の ACE 調査の次の段階を始める
CDC and ATSDR Staff Begin Next Steps in ACE Investigation in East Palestine, Ohio

March 13, 2023

<https://www.cdc.gov/media/releases/2023/p0313-chemical-exposure.html>

CDC と ATSDR は、2 月 3 日のオハイオ州 East Palestine での列車脱線事故の健康影響を評価する化学物質暴露評価 (Assessment of Chemical Exposure : ACE) 調査の次の段階の準備をしている。今週から、CDC と ATSDR はスタッフを現場からデータ解析にシフトする。CDC と ATSDR は地域の公衆衛生上のニーズに対応するためのオハイオとペンシルベニア保健局への支援は継続する。

*詳しくは以下から

East Palestine Train Derailment

<https://www.atsdr.cdc.gov/sites/east-palestine-train-derailment/index.html>

(訳注: 150 車両のうち脱線した車両数は不明だが、20 車両が危険物質を積んでいた。そのため周囲への汚染を懸念し、大気、水、土壌のサンプリングが実施された。)

-
- NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <https://ods.od.nih.gov/>

1. ダイエタリーサプリメント研究演習

May 22-24: ODS Dietary Supplement Research Practicum

March 21, 2023

<https://odspracticum.od.nih.gov/>

2023 年 5 月 22~24 日に、2023 年 Mary Frances Picciano ダイエタリーサプリメント研究演習が行われる。無料、申し込み受付開始。

-
- カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<https://inspection.canada.ca/eng/1297964599443/1297965645317>

1. 特定食品中のアルテルナリア—2014 年 4 月 1 日~2018 年 3 月 31 日及び 2019 年 4 月 1 日~2022 年 3 月 31 日

Alternaria in Selected Foods - April 1, 2014 to March 31, 2018 and April 1, 2019 to March 31, 2022

2023-03-16

<https://inspection.canada.ca/food-safety-for-industry/food-chemistry-and-microbiology/food-safety-testing-bulletin-and-reports/alternaria-in-selected->

[foods/eng/1677269686827/1677269687197](https://www.foodstandards.gov.au/Newsroom/foods/eng/1677269686827/1677269687197)

このターゲット調査から、カナダの小売り市場における特定食品中のアルテルナリア属菌 (*Alternaria*) のカビ毒の濃度に関するベースライン監視データが作成された。最も重要なカビ毒は、アルテルナリオール(AOH)、アルテルナリオールモノメチルエーテル(AME)、altuene (ALT) 及び L-テヌアズン酸 (TeA) である。TeA は最も急性毒性が高く、AOH と AME は毒性が低い。だが、AME と AOH の変異原性と遺伝毒性の影響や、ラットの胎児を死亡させる傾向があるといういくつかの報告がある。

生鮮ピーマン/トウガラシ、穀物ベースの食品、乳児用食品、フルーツジュース、ナッツ/種子製品、ザクロ製品、加工した果物と野菜、ひまわり油、ブドウベースのワインなど、全部で 2,597 件のサンプルをカナダの 6 都市の小売店から集め、AOH と AME を検査した。ALT と TeA は入手可能な標準品がないため、分析法に含めなかった。AOH 及び/又は AME は、1,554 (60%) サンプルに検出された。この調査でカビ毒の総量が報告できるよう AOH と AME のレベルを合計した。検出されたレベルは 0.046 ppb~880 ppb だった。

現在カナダでは、世界のその他の国々のように、食品中のアルテルナリア毒素に規制値はない。カナダ保健省は、今回の調査で観察された AOH と AME の濃度はヒトの健康に懸念をもたらさないと予測したため、この調査によるリコールはなかった。CFIA は、今後数年間同様の製品のさらなる検査など、十分なフォローアップ行動を実施する。

米国食品医薬品局、オーストラリア/ニュージーランド、EU などの他の規制機関はアルテルナリア毒素の食品を監視していない、あるいは現在その結果を発表していない。他国の人とカナダの消費者の暴露の比較はできない。全てのデータはカナダ保健省と共有された。このデータは今後のリスク評価や、カナダ及び/又は国際的な基準を設定するために使用される可能性がある。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局 (FSANZ : Food Standards Australia New Zealand) <https://www.foodstandards.gov.au/Pages/default.aspx>

1. 食品基準ニュース

Food Standards News

March 2023

<https://mailchi.mp/3b0b6f913833/food-standard-news-1300688?e=21527ddb09>

- 「安全な食品オーストラリア」ガイド更新
- CSIRO による薬剤耐性報告書発表
- 意見公募
- 承認
- 官報

- 新たなアプリケーションと提案及び最新の食品リコール

2. 食品基準通知

● Notification Circular 235-23

20 March 2023

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification%20circular%20235-23.aspx>

新規申請と提案

- 除草剤耐性昆虫耐性トウモロコシ系統 DP51291 由来食品

認可と食品関係通知

- 加工助剤としての GM *Bacillus subtilis* 由来アルファアミラーゼ
- 波形段ボール包装の妊娠警告表示の色
- カバ基準レビュー

-
- オーストラリア農薬・動物用医薬品局（APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority）<https://apvma.gov.au/>

1. 動物用医薬品規制ニュースレター

Veterinary Medicines Regulatory Newsletter, March 2023

14 March 2023

<https://apvma.gov.au/node/110141>

新規登録、申請様式の変更等企業向け情報。

-
- 香港政府ニュース <https://www.cfs.gov.hk/english/index.html>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載しています。

1. ニュースレター

Food Safety Focus

15 Mar 2023

https://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/multimedia_pub fsf.html

<掲載項目>

- 2022 年の食品工場・食品事業に関する食中毒発生状況のレビュー

- 学校給食・食品安全
- サンドイッチやベーカリー製品を安全に扱う
- 乾燥きのこの水戻しと食品の安全性

2. プレスリリース

- **アクリルアミドを多く含む輸入野菜チップスの摂取を控えるよう呼びかける**

CFS urges public not to consume a kind of imported vegetable crisps containing high content of acrylamide

Tuesday, March 14, 2023

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20230314_10223.html

食品安全センター（CFS）はオランダから輸入された野菜チップスの一種にアクリルアミドが多く含まれているとして、消費者に摂取を控えるよう呼びかけた。

3. 違反情報

- **包装済みスライスビーフのサンプルが栄養表示規則に違反**

Prepackaged sliced beef sample not in compliance with nutrition label rules

March, 10 2023 (Friday)

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20230310_10215.html

ラオス産包装済みスライスビーフのサンプルにおいて総脂肪が 4.2 g/100 g という表示のところ、6.8 g/100 g の検出であった。

- **ナスのサンプルの金属汚染が基準値超過する**

Metallic Contamination exceeds legal limit in Eggplant sample

Monday March 13, 2023

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20230313_10220.html

ナスのサンプルから基準値 0.05 ppm を超過する 0.08 ppm のカドミウムが検出される。

- **韓国食品医薬品安全処（MFDS : Ministry of Food and Drug Safety）**

<https://www.mfds.go.kr/eng/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2023.3.3～2023.3.9

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43305

- 2023.2.24～2023.3.2

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43304

2. 高齢層を対象、広報館で消費者を惑わし液状茶を高値で販売する違法行為の点検結果 食品安全現場調査 TF 2023-03-09

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=47066

食品医薬品安全処は高価なオニノヤガラ・鹿茸・紅参など原料の含有量を偽って表示するなどの違法行為を集中的に取り締まった結果、計 12 業者を「食品衛生法」と「食品等の表示・広告に関する法律」違反で摘発し、管轄官庁に行政処分を要請し告発措置した。

今回の点検はソーシャルディスタンス解除後、広報館などで健康に良い製品だと高齢層など消費者を惑わし違法液状茶などを高値で販売する事例が発生したことから、消費者被害を予防するために 2 月 7 日から 24 日まで実施した。点検対象は高価で高齢層が好むことで知られるオニノヤガラ、鹿茸、山参、紅参を原料に液状茶などを製造する業者 24 箇所である。

<販売事例>

高齢層に各種景品、謝恩品などを提供して親近感を高めた後、事例 1. 広報館、体験館などでオニノヤガラ・鹿茸・紅参などの効能・効果を説明し、関連原料で作った抽出液や濃縮液製品などを高値で販売、事例 2. 無料観光や食事などを提供し、バス、食堂で一般食品を健康に良いと説明した後に高価で販売した。

点検の結果、主な違反内容は、▲原料含有量など未表示、▲原料含有量の虚偽表示、▲健康機能食品にのみ表示できる優秀健康機能食品製造基準*（GMP）マークを一般食品に表示などである。

<添付>

- 1.違反者リスト
- 2.違反製品の写真

3. デリバリー店計 3,998 箇所の衛生点検、51 箇所摘発・措置

食品管理総括課 2023-03-07

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=47061

食品医薬品安全処は麻辣湯・羊串・チキンを調理して配達・販売する飲食店計 3,998 箇所について、2 月 6 日から 10 日まで 17 地方自治体とともに集中点検した結果、「食品衛生法」に違反した 51 箇所（1.3%）を摘発し、管轄官庁に行政処分などを要請した。

主な違反内容は、▲賞味期限を経過した製品保管（5 箇所）、▲健康診断の未実施（34 箇所）、▲衛生的な取扱基準の違反（6 箇所）、▲衛生帽又はマスク未着用（3 箇所）、▲その他違反*（3 箇所）など。

* 施設基準違反(1)、接客業調理・管理基準違反(1)、営業者の遵守事項違反(1)

今回摘発された業者は、管轄官庁で行政処分などの措置を行い、6 ヶ月以内に再点検し改善の有無を確認する予定である。

<添付>違反者詳細状況

4. 春の貝類・被囊類（ホヤ類）に生じる毒素に注意してください！

農・水産物安全政策課 2023-03-02

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=47055

食品医薬品安全処は春季にイガイ、アサリなどの貝類とホヤなど被囊類*に生成される貝毒**の先制的な安全管理のため、3月2日から6月30日まで収去検査を実施する。

* 身体の外側に袋状の堅い覆いを持つ動物類

** 海に存在する有毒性プランクトン (*Alexandrium tamarense* など) を貝や被囊類が食べて毒素が蓄積し、それをヒトが摂取した場合、麻痺性、下痢性、記憶喪失性の中毒症状が現れることがある

今回の回収対象は卸売市場や大型マートで販売している国内産貝類と被囊類計490件で、貝類毒素の許容基準*の適合の有無を検査する。

* 麻痺性貝毒 0.8 mg/kg 以下、下痢性貝毒 0.16 mg/kg 以下、記憶喪失性の貝毒 20 mg/kg 以下

検査の結果、不適合と判定された水産物は迅速に販売禁止・回収処理し、不適合な情報は食品安全ホームページに透明に公開する。参考として、昨年流通中の貝類と被囊類909件を検査した結果、麻痺性の貝類毒の許容基準を超過した水産物2件（イガイ、ホタテ）について回収などの措置を行った。

<添付>

- 1.貝類毒素カードニュース
- 2.貝類毒素の Q&A

5. 食薬処、甘味料の使用実態を点検

農水産物安全政策課 2023-02-27

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=47043

食品医薬品安全処は干物市場やオンラインなどで販売されている乾燥海苔の甘味料*の使用有無を確認するため、2月27日から3月3日まで収去検査を行う。

* 甘味剤：サッカリンナトリウムなど、食物に甘味を与える食品添加物

今回の点検は天然水産物である乾燥海苔にサッカリンナトリウム、アセスルファムカリウムなどのような甘味料（食品添加物）を使用できないように規定しているが、特有の甘みを加えるために違法に使用する製品が持続的に摘発*されることから、先制的な管理強化のために設けられた。

* 甘味料検査／不適合：('20)26件/2件→('21)239件/74件→('22)339件/16件

収去検査対象はコブチャン海苔又は岩海苔として販売された製品計90件で、検査項目はサッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム、アスパルテーム、ステビオール配糖体及び酵素処理ステビア甘味料5種である。検査の結果、不適合判定された製品は速かに販売

中止・回収措置し、不適合な情報は食品安全局ホームページに透明に公開する。参考に、昨年オン・オフラインで販売した乾燥海苔 339 件を収去検査した結果、甘味料が検出された乾燥海苔 16 件について速やかに廃棄し、営業者告発など措置した。

● シンガポール食品庁 (SFA : Singapore Food Agency) <https://www.sfa.gov.sg/>

1. 乳児用シリアル製品の輸入前管理に関する新しい自主的スキームの導入

INTRODUCTION OF NEW VOLUNTARY SCHEME FOR PRE-IMPORT CONTROL OF INFANT CEREAL PRODUCTS

Mar 13 2023

[https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/circulars/2023/20230313-trade-circular---new-pre-import-control-measures-for-infant-cereal-products-\(voluntary-scheme\)7a684d2b69ea48b0a266dc38e80aad80.pdf](https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/circulars/2023/20230313-trade-circular---new-pre-import-control-measures-for-infant-cereal-products-(voluntary-scheme)7a684d2b69ea48b0a266dc38e80aad80.pdf)

シンガポール食品庁(SFA)は、SFA は 2023 年 3 月 27 日から、自主的なスキームとして乳児用シリアル製品の新たな輸入前管理措置を導入する。この措置では、乳児用シリアル製品の食品安全性を確保するために、製造段階での上流工程での管理に重点を置く。輸入条件が満たされていることを確認するためのサプライヤー検証チェックを実施できる輸入者は、自主的なスキームの下でサプライヤーを SFA に登録する。輸入者は、輸入許可申請時に、すべての荷物のアフラトキシン B1 検査の検査報告書の提出が免除され、その代わりに、SFA による定期的なチェックのために、サプライヤー検証の記録を独自に保持することが許可される。

2. 高濃度の多環芳香族炭化水素の BAK KWA についての香港の最近の報告に関する SFA のメディア声明

SFA'S MEDIA STATEMENT ON RECENT REPORTS BY HONG KONG ON BAK KWA WITH HIGH LEVELS OF POLYCYCLIC AROMATIC HYDROCARBON

Mar 17 2023

<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/sfa-media-statement---pahs.pdf>

高濃度の多環芳香族炭化水素(PAH)を含む BAK KWA (甘いバーベキュー肉)についての香港の報告があった。SFA が評価を行ったところ、BAK KWA は通常、定期的に大量に消費されるのではなく、時折消費されるため、報告された濃度では食品安全上の懸念はないことがわかった。

3. 食品リコールによる食品安全の確保

Safeguarding Food Safety Through Food Recalls

21 Mar 2023

<https://www.sfa.gov.sg/food-for-thought/article/detail/safeguarding-food-safety-through-food-recalls>

シンガポールに入る食品には、安全性を確保するための対策が講じられているが、食品が消費にとって安全でないことが判明する場合がある。このような場合、影響を受けた食品が市場に残らないようにするために食品のリコールが指示される。

業界は、食品リコールの必要性を最小限に抑え、必要に応じて迅速かつ効果的にリコールを実施する準備をすることにより食品の安全性を保護し、安全でない食品が消費者に届くのを防ぐ上で重要な役割を果たしている。

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<https://www.fssai.gov.in/>

1. 果物の熟成

Ripening of Fruits

[Updated on:13-03-2023]

https://www.fssai.gov.in/upload/press_release/2023/03/640eb634762f0Press%20Release-%20Fruits%20English.pdf

果物が熟すのは自然現象で、熟すと果物は食べられるように、美味しくなり消費者の栄養になる。同様に人工的な熟成は、管理されたやり方で望ましい結果を得られるように果物を熟させる。しかし FSSAI は微量のヒ素とリンが存在するため、追熟用の炭化カルシウム (通称 : Masala) の使用を禁止している。また炭化カルシウムから放出されるアセチレンガスも、取り扱うヒトに有害な可能性がある。エテホンや **ethereal** などの認められたものを使ったエチレンのみが、安全な追熟剤として作物により最大 100 ppm まで認められている。果物のエチレンガス処理の際には、発生源が直接果物に接触してはならない。追熟の詳細に関しては標準作業手順(SOP)が FSSAI から発表されている。しかしながら、こうした指示にも関わらず、いまだに禁止されている炭化カルシウムを使用したり、認められている発生源でも溶液に果物を浸けるなど不適切に使用されているということが FSSAI に知らされている。果物の取扱事業者は厳密に指示を守るように。

以上

食品化学物質情報

連絡先 : 安全情報部第三室